

- 1 会 議 名 決算特別委員会
- 2 日 時 令和元10月2日(水) 10時00分開会  
15時09分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 仮屋園一徳委員長、濱田洋一副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員
- 5 欠席委員 中面幸人委員
- 6 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 7 説 明 員
- ・ 市民環境課
 

課 長	松田 高明 君	課長補佐	平石 龍喜 君
係 長	大野 勝一 君	係 長	中川 洋一 君
係 長	野中 義昭 君		
  - ・ 健康増進課
 

課 長	児玉 秀則 君	課長補佐	寺地 克己 君
係 長	中川 洋一 君	係 長	大橋 尚子 君
  - ・ 税務課
 

課 長	垂 義継 君	課長補佐	新町 博行 君
係 長	中園 修 君		
  - ・ 介護長寿課
 

課 長	中野 貴文 君	課長補佐	勢屋 伸一 君
係 長	寺園 勝夫 君	係 長	角島 智明 君
  - ・ 農政課
 

課長補佐	下藪 富大 君	課長補佐	中尾 隆樹 君
係 長	牧内 達志 君		
  - ・ 農業委員会事務局
 

係 長	早水 英行 君	主 事	京田 雄哉 君
-----	---------	-----	---------
- 8 会議に付した事件
- 認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(一般会計)
- 認定第2号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(国民健康保険特別会計)

認定第5号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(介護保険特別会計)

認定第6号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(後期高齢者医療特別会計)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

(市民環境課入室)

### ○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

#### 仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き委員会を開会します。

認定第1号を議題とし、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

#### 松田市民環境課長

それでは、認定第1号平成30年度歳入歳出決算認定の市民環境課、三笠支所及び大川出張所の所管事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の中から主な事業を御説明します。

主要事業の成果説明書の22ページをごらんください。

2款3項1目通知カード・個人番号カード関連交付事業であります。決算額166万4千円のうち、国庫補助金が160万6千円であります。事業実施状況は、平成27年10月からこの制度が始まっております。平成31年3月末日で2,694名の方が個人番号カードを受け取られております。個人番号カードの普及率は12.8%であり、普及率が低いので、広報などのお知らせや今後も月1回の日曜日の開庁など普及啓発に努めていきたいと考えております。

23ページになります。4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業であります。決算額2,739万9千円であり、国庫補助金が740万3千円、県補助金が719万2千円であります。平成30年度の事業実施状況は、5人槽が65基、7人槽が11基、10人槽が1基であり、合計で77基を整備しております。77基のうち、7基が単独浄化槽の撤去を行っております。汚水処理人口普及率は52.61%であり、前年度から1.65%上昇しましたが、県内では普及率は低い状況でありますので、令和元年度市補助金の改正を行いました。今後汚水処理人口普及率の向上に向け取り組んでまいります。

25ページになります。4款2項2目廃棄物及び資源化ごみ収集業務委託であります。決算額8,353万6千円であり、その他収入の内訳949万6千円は、19款5項4目の雑入であります。廃棄物及び資源化ごみ収集業務委託は、家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集運搬及び処理業務を行っております。この事業は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であります。家庭系一般廃棄物収集運搬業務の平成30年度実績は、可燃ごみ3,154トン、不燃ごみ260トン、資源ごみ608トンを収集運搬しております。今後も分別の強化を図るなど、さらなるごみ減量化に取り組む必要があると考えております。

27ページになります。4款2項2目生ごみ堆肥化事業であります。決算額2,288万1千円で行っております。平成30年度からは1区追加し、市内63区で実施しており、30年度実績は家庭系生ごみが455トン、事業系生ごみが611トン収集しております。生ごみ堆肥化事業実施以前の平成25

年度と可燃ごみ量を比較すると、20%以上削減され、ごみの減量化が図られたことから、今後はさらに可燃ごみの減量のために、事業の周知、啓発を行っていきたくて考えております。また、生成された堆肥の普及についても、平成30年12月から密封した専用袋で利用してもらっていますが、市民などの利用者から使用しやすいなどの報告を受けており、より一層の周知を行って利用者がふえるように取り組んでまいります。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。なお、先ほど御説明いたしました主要事業につきましては、省略して説明させていただきます。

事項別明細書は23ページ、決算に関する説明書は29ページをお開きください。2款総務費1項9目支所及び出張所費で、支出済額421万4,382円の主なものは、1節の報酬及び4節の共済費であり、これは、嘱託職員2名分の人件費であります。

次に、事項別明細書は24ページ、説明書は30ページになります。1項総務管理費15目諸費の11節需用費支出済額1万2,703円は、自衛官募集事務に係る事務費であります。

次に、明細書は28ページ、説明書は32ページになります。3項1目戸籍住民基本台帳費になります。予算現額4,618万8千円に対し、支出済額4,258万8,881円であります。1節の報酬700万3,200円は、窓口事務担当嘱託職員4名分の報酬であり、2節給料から4節共済費は職員人件費で、共済費には嘱託職員分も含んでいます。11節需要費の72万6,943円は、本庁及び支所の戸籍住民基本台帳事務に関連する書籍や各種証明書等の用紙など事務用品が主なものであります。18節備品購入費の19万800円は、窓口用の契印機を購入したものであります。19節の負担金補助及び交付金の256万1,800円は、川内人権擁護委員協議会負担金及び通知カード・個人番号カード関連事務交付金が主なものであります。不用額の260万7,200円の主なものは、個人番号カード交付事業の実績による減であります。

次に、事項別明細書は33ページ、説明書は36ページになります。3款民生費1項4目国民年金費で、予算現額は839万2千円であり、支出済額は816万9,976円であります。10万8千円の増額は、負担金補助及び交付金の年金システム改修に伴う増額であります。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金の24万円は、年金システム改修負担金及び九州都市国民年金協議会などの負担金であります。

次に、事項別明細書は38ページ、説明書は41ページになります。4款衛生費1項4目環境衛生費で、予算現額3,939万円であり、支出済額は、3,225万3,627円であります。1節報酬175万800円は、不法投棄等監視・指導監視員1名の報酬であります。7節賃金141万5,200円は、事業所ごみ分別対策臨時職員の人件費であります。11節需用費42万1,495円の不用額は、ヤンバルトサカヤスデまん延防止対策の薬剤購入が少なかったことであります。13節の委託料39万744円は、波留区の鷲ヶ峰墓地内立木伐採業務が主なものであります。

事項別明細書は39ページになります。19節の負担金補助及び交付金2,747万8,500円は、小型合併処理浄化槽設置者77名への設置補助金で

あり、主要事業で説明したとおりであります。

次に、5目公害対策費で、予算現額58万8千円に対し、支出済額57万9,309円であります。13節の委託料57万7,800円は、河川の水質検査及び自動車騒音調査費であります。

説明書は、42ページになります。次に7目葬斎場管理費であります。予算現額2,303万5千円に対し、支出済額は2,290万3,941円であります。11節需用費の修繕料は225万7,200円で、非常用発電機蓄電池取替修繕及び基金事業で火葬炉設備修繕を行ったものであります。13節委託料2,061万400円は、指定管理者の管理委託料及び葬斎場個別施設計画策定業務であります。

次に、2項1目清掃総務費で、予算現額207万9千円に対し、支出済額は202万7,840円であります。19節の負担金補助及び交付金201万9,200円は、有価物売却利益の30%以内の範囲内で各自治会に交付した循環型社会形成推進助成金1,944,000円と電動生ゴミ処理器購入など6件に補助したものであります。

事項別明細書は39、40ページになります。次に、2目の塵芥処理費について説明します。予算現額4億3,058万6千円に対し、支出済額は、4億2,738万6,495円あります。4節共済費45万447円、7節賃金280万円は、海岸漂着物対策推進事業で雇用しております臨時職員2名分の共済費と賃金であります。

事項別明細書は40ページになります。8節の報償費342万4千円は、市内108カ所のリサイクルステーションにおきまして、環境美化推進員117名に対する分別指導立ち合い謝金が主なものであります。ひと月2,500円の報酬をお願いをしております。11節の需用費1,179万1,043円の主なものは、指定ごみ袋8種類の購入費であり、不用額269万3,957円は、指定ごみ袋の購入実績によるものであります。13節の委託料1億3,287万7,935円は、説明書の42ページに記載してあります資源ごみ再商品化業務のほか、8つの業務委託料であります。次に、19節の負担金補助及び交付金2億7,599万3千円は、北薩広域行政事務組合へのじんかい処理費とリサイクル処理費の負担金であります。

次に、3目し尿処理費の支出済額5,750万2千円は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金であります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入について御説明いたします。なお、歳入については、決算に関する説明書で説明をいたします。

9から10ページをお願いします。12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料は、備考欄にあります墓地等の電柱の占用料が1万8,344円、葬斎場使用料が148万6千円となっています。

11から12ページをお願いします。2項手数料1目総務手数料の中で、当課所管分、三笠支所及び大川出張所分として、戸籍住民基本台帳手数料が965万4,300円であり、内訳は備考欄のとおりであります。3目の衛生手数料の中で、清掃手数料として1,583万5,380円は市の指定ごみ袋売却代金であります。

13から14ページをお願いします。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、当課所管分は社会保障・税番号制度システム整備費37万8千円及び個人番号カード交付金事業費補助金238万7千円であります。3目衛生費国庫補助金は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費740万3千円は77基分の補助であります。2目民生費委託金の中で、社会福祉費委託金397万2,567円が国民年金事務費であります。

15ページをお願いします。14款県支出金2項3目衛生費県補助金の中で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費としての県補助金が719万2千円であり、16ページになります、環境保全対策事業費2,339万5千円が、海岸漂着物対策事業に関する補助金であります。

次に、19から20ページをお願いします。17款繰入金1項4目市有施設整備基金繰入金の4億4,859万8千円のうち、市民環境課分は440万円であり、葬祭場管理事務費へ繰り入れたものであります。

次に、21ページをお願いします。5項4目雑入のうち、市民環境課所管分として、雇用保険料で市民環境課、三笠支所、大川出張所分は4万1,292円であり、下から4番目の私用電話料その他分で、三笠支所分が8,760円であります。

次に、22ページをお願いします。上から5行目のコピー使用料の当課所管分は4,690円になります。7行下になります資源ごみ有価物売払代として、684万8,573円あります。下から10行目の、再商品化合理化拠出金7,580円、4行下の有償入札拠出金168万914円あります。

23ページをお願いします。上から9行目有料広告料は、可燃物ごみ袋約60万枚に広告を導入した収入40万円あります。6行下の過年度分小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の返納金33万2千円ありますが、平成29年度に申請があり補助金を交付した案件について、補助金交付要綱第3条第5項の1年以内に居住の用に供することができないことが判明したため、同要綱の第13条に基づき、補助金の返還をしたものであります。

20款市債1項3目衛生債のうち、小型合併処理浄化槽設置整備事業債1,140万円、塵芥処理施設整備事業債1億7,520万円は北薩広域行政事務組合が整備します、新焼却処分場建設に対して、財源充当したものであります。

以上で説明は終わりますが、御審議よろしくをお願いします。

#### 仮屋園一徳委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 10:23~10:35)

#### 仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑に入ります。

#### 牟田学委員

決算に関する説明書42ページの2項2目、塵芥処理費の中で、家庭形一般廃棄物収集業務と海岸漂着物分別収集及びのところなんです、家庭系ごみは今何社でやっていますかね。それと海岸漂着物が何社でやっているのか。

**松田市民環境課長**

牟田委員にお答えします。家庭形一般廃棄物収集運搬業務については3社で回っているところでもあります。すみません、4社で回っているところです。海岸漂着物については3社で行っているところでもあります。

**牟田学委員**

この海岸漂着物のところの3社というのは、結局、脇本海岸、どこ辺りになってますかね。

**松田市民環境課長**

海岸については、脇本海岸と阿久根大島、それと大川島ということで、大川島はその他ということになります。それ以外についてが市で臨時職員が行っているところでもあります。

**牟田学委員**

わかりました。

**竹原信一委員**

同じ42ページ、指定ごみ袋の件ですけれども、指定ごみ袋の大、燃えるごみの大。何枚購入してその金額が幾らだったか教えてください。

**松田市民環境課長**

ごみ袋の大ということですね。ごみ袋の大については、65万2,300枚ということでもあります。

**竹原信一委員**

金額は。

**松田市民環境課長**

金額は10枚につき、162円ということでもありますので。

**竹原信一委員**

162円で購入してるんですか。

**松田市民環境課長**

10枚ですね。

**竹原信一委員**

税込み。

**松田市民環境課長**

税込みです。

**竹原信一委員**

わかりました。

**仮屋園一徳委員長**

竹原委員、よろしいですか。

**竹原信一委員**

いいですよ。

**濱之上大成委員**

説明書の10ページ、歳入の部分ですが、墓地と占用料わずかですけど、1万8,344円の、これに関連してちょっとお尋ねします。各墓地が非常に荒れているところがあったりして、あるいはきれいにし直したのはいいんだけど、古い墓石をですね、その辺に捨ててあったりするんですが、それに関してあなた方の管理上というのはどこまでができるわけですか。

## 松田市民環境課長

墓地によって潮見が丘みたいに管理組合でちゃんと総会とか管理されているところもあれば、ほとんど連絡がこない段階でもあるところはあるんですが、今、墓地台帳というのを整備しながら、各墓地のですね、管理者等の連絡をとりながら、修善とかそういったのがあった場合についてはということで話をさせていただいているんですが、赤線が通ったりとかそういったのについては都市建設課のほうの補助金があったりとかいうことで対応しているんですが、そういったことについて、今のところ相談があった場合については対応していくような話はしてるんですけど、なかなかそういったのについては相談が少ないというのが現状であります。

## 濱之上大成委員

もう一点だけ関連ですがね、大きな墓地とは別にですね、割と2、30の墓地なんか非常に乱れてきてるわけですけども、これをあなた方からこういう公共施設の管理計画等は関係ないんですけどもね、そういった計画を考えたときに、将来墓地の管理というものに対してですね、例えば納骨堂をみんな協力し合ってそこを納骨堂にしてしまおうとか、そういう検討をされるお考えはありませんかね。

## 松田市民環境課長

たしかに今言われたように、管理されている方々が、こちらにいらっしゃる方々というのが高齢化になって、この墓は誰が管理しているかというので、非常に苦勞されているというのが現状であります。その辺りを含めてですね、管理がどれだけできるかというのもまたいろんな各組合の方々とか、そういったものについてもアンケートを取ったりとかいう話しもさせていただいたりとか、現状をこちらも把握したい意味ではですね、そういった対応も必要になってくるということで思っていますので、その辺りも含めて今一番動いているところが潮見が丘墓地とか、脇本のほうもあるんですけど、その辺りの御意見も聞いて話をさせていただきたいというふうに思っております。

## 濱之上大成委員

私ごとで恐縮ですけど、私は孫の代で、預かってる、管理してるんですけどね、ひ孫まではよろしいかもしれませんが、そのあと代というものは非常に大変だと思いますので、ひとつ胸にしっかりと納めていただくことを要望して終わりたいと思います。

## 竹之内和満委員

成果説明書の27ページ、生ごみ堆肥化事業の事業実施状況の中で、家庭系生ごみ収集実績は27年度から上がってるんですが、事業系の生ごみ収集がですね、29年、30年と下がってるんですけど、これはどういうふうに分析されておりますか。

## 松田市民環境課長

事業系については、それぞれの事業者が申し込みをされて対応してるということで、中には事業所の契約を切る方も、業者もいるということで、その辺りで減ってきてるというものの現状でありますので、できるだけこちらとしては、事業系の方が地域のほうに入れないうなかたちでということで、できるだけそこについてはお願いしていきたいというふうに考えているところです。



## 竹之内和満委員

事業系ごみがですね、一部家庭用のステーションに入れられてる事例が特にまちのほうはありますので、ぜひ指導をちゃんとやっていただいて、事業所は事業所ごみで出してくださいという指導をぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

## 白石純一委員

成果説明書の24ページ、葬祭場管理委託の件ですが、葬祭場の使用状況、表のまん中ほどで、平成30年度がそれまで右肩上がりだったのが落ちています。予算の内容で、葬祭場の修繕があったという話もありましたので、その修繕の間使えなかったということで減っているのか。もしそうだとしたら、その使えない間はどのように対処されてたのか教えてください。

## 松田市民環境課長

修繕等については、できるだけ早い対応ということではしてるわけなんですけど、修繕が遅くなったからということで変えたということはないと思います。火葬炉の修繕についても、3号あるんですが、その中で調整させて修繕させていただけてますので、特に年間通して少ない時期というのでお願いしたりとか、修繕等についても申し込みがあるかないかというところの部分で、それ以外で、急々に出た場合はしょうがないとしても、そういう形で日にちを変えていただくといったりとかそういうのはないということでもあります。

## 白石純一委員

この単純に使用者が30年度かなり落ちておりますが、これは市内の死亡者数が減ったということなんですか。

## 松田市民環境課長

利用者については、市内の方、市外の方もいらっしゃるんですが、確かに言われたように、件数が減るということは亡くなられた方の申し込みがあって件数を上げてありますので、そこについての件数自体が減ってきてるんじゃないかなと考えているところでもあります。

## 白石純一委員

考えているということは、はっきりとはわからないということですか。

## 松田市民環境課長

件数が減ったというのは、亡くなられて申し込みがそれだけの実績があったということでもありますので、その数自体が減ったというのは、原因はちょっとその辺りについては不明なんですけど、こちらとしては申し込みがあった分については当然ながらすべてを受けているということ、以前は修繕ができなくてほかのところをお願いしたりとか、長島からも申し込みがあったりとかあるんですけど、30年度についてはそういうこともございませんでしたので、自然的な数の減であると考えてるところです。

## 白石純一委員

29年度と30年度の市内の死亡者数はすぐわかると思うんですが、お手元ではわかりませんか。

## 松田市民環境課長

死亡者数については資料を持ってきておりませんので、またのちほど確認させていただいて、報告させていただきたいと思います。

**白石純一委員**

お願いします。

**濱田洋一委員**

成果説明書の27ページ、生ごみ堆肥化事業ですが、この事業につきましてはごみの減量化対策ということと、生成された堆肥を市民の方々に無料で提供されているという状況でございますけれども、例えばですけど、生ごみ1トンに對しまして、生成された堆肥というのは歩留まり的にどれぐらいになるんでしょうか。大体でいいですよ、例えば37%とか30%とか、1トンからどれだけの堆肥ができるのでしょうかということなんです。

**松田市民環境課長**

平成30年度実績で生ごみの収集量が1,065トンに對して、生ごみ堆肥をつくった量というのが、217トンでありますので、これにしたときに約20%ということになります。

**濱田洋一委員**

そうした場合に217トン、30年度でできました。市民の方々に無償で提供しました。そうした中で、例えば31年度への繰り越しというか、棚在庫ですけども、そういうのはあるのかないのか、あればどれくらいあるのか、教えてください。

**松田市民環境課長**

30年度から令和元年度のごみについての生ごみというのが年度で基本的には31日と1日ということで分けてない部分であって、そこで生成する部分がありますので、年度でそこを分けてこれは30年度とか、これは元年度とか、そこはなかなか把握が、ごみの量自体は出てくるんですが、生成した4月1日から生成したということで、実績であげる方法しかないのかなというふうには思っています。

**濱田洋一委員**

市民の方々に無料で提供されて、そして残った分の堆肥については、この現状と課題にも書いてありますけれども、この普及についてですね、何らか今後でもですね、ふえていくだろうというふうに思いますので、何らかこの使い道と言いますか、そういうのを検討いただければありがたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

**山田勝委員**

決算に関する説明書のね、41ページ。公害対策費の中の水質検査業務、13万5千円に関連してお尋ねしますが、これは上水道じゃなくて普通の水質検査料ですよ。だから平成32年度に簡易水道に統括するというような話で事務を進めてきたけれども、市内のその他の水道施設の中でですね、32年度に向けて、簡易水道に加入するような形で、その体制を整えるのはあなた方の予算を作っていないかんのですけども、だからどういうような準備で、何施設ぐらいがその準備をしているの。

**松田市民環境課長**

水利組合について、弓木野水利組合とはお話しをさせていただいて、これは水道課も入っているわけなんですけど、これについて、まず土地の問題、これについては、区のほうで調整いただいて、測量会社に分筆登記のお願いをして、

それを分筆した段階で阿久根市のほうで所有権移転をするということで、現在の施設については問題ないということでありますので、阿久根市に名義を変えてからそれを水道課管理で行っていくということで、測量についてはその話ができているということですので、そこについては進めていきたいというふうに思っているところです。また、大湊川についても、水利組合とお話を、これについても水道課とお話をさせていただいて、現在、施設が非常に古くなったということで、業者の方も含めて立ち会いさせていただいて、問題がないかということで、漏水が分かるバルブの設置とか、路中に埋めてある管についてはやはり見直す必要があるということですので、その辺りについても工事費がどのくらいかかるかということで、まず見積もりをお願いして、それに対してうちのほうが補助金を出すということと、また、総務課のほうが今年度は緊急対策用の給水車を購入されるということでありますので、給水車が給水ポンプのところまで持っていける道路の整備とかということもですね、水道課からいろいろアドバイスを受けて、この間も組合長に話をさせていただいて、そういった対策等もしながらですね、水利組合から簡易水道に入るか入らないかというのにも相談させていただくと。話し合いは2回ほどもったんですが、組合の組合員が減ってきてる状況ということもありまして、その辺りも含めてですね、協議をさせていただいているところです。また、松ヶ根地区についても、これも水道課も一緒に入って、水利組合と協議をさせていただいて、現在の水の問題とか、施設のところがいろいろ問題があるということで、ほかのポンプのところの場所を探したりとか、以前やったところもあるんですが、この辺りについても工事費等どのくらいかかるかということで、組合側のほうとも相談させていただきながら修繕等が必要な場合についてはですね、話をしていくということであります。また、落についても給水ポンプのところは非常に高いところにあるということで、この辺りについても道路の整備が必要であると考えているところなんですが、ここも水利組合とも協議しながら、こういった対策が必要なのかということで、とりあえず水を配達するとか、緊急対策はするところはあるんですが、将来的にはこの水利組合については非常に組合員数が減ってきてる現状の中でですね、非常に組合のほうも管理運営が大変であるという現状でありますので、この辺りについては今後も協議しながらですね、こちらとしても対応していきたいというふうに考えているところであります。以上です。

#### **山田勝委員**

今あなたが言った、説明を上げられましたけどね、その中で、簡易水道に移行するための準備をしているところは何カ所ですか。

#### **松田市民環境課長**

今、弓木野地区と大湊川、ここについては組合のほうで簡水のほうにお願いしたいということで動いているところであります。

#### **山田勝委員**

そういうことになりますと、簡易水道に移行するためにはそれなりの施設整備をやらないかんということですよ。その施設設備については、もちろん地元も負担せないかんけれども、80%はあなた方のところでちゃんともって整備をして、そして引き渡すんですよとこういう状況にあるわけですね、理解していいわけですね。

## 松田市民環境課長

そうです。

## 山田勝委員

了解です。

## 仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室、健康増進課入室)

## 仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

## 健康増進課長

それでは、認定第1号のうち、健康増進課及び大川診療所所管の事項について御説明申し上げます。

はじめに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

47ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費のうち、保健予防一般事務については、主に休日、夜間の急病患者に対する受入先病院の確保及び休日、夜間における入院手術を必要とする重症急病患者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、本市住民だけでなく出水地区住民の生命を守り、地域医療を守ることを目的に、在宅当番医制事業、夜間一次救急診療所運営事業、病院群輪番制病院事業に取り組みました。今後も本事業を継続し、地域住民の命を守るためにも出水郡医師会及び関係市町と共同で取り組んでいく必要があります。

次に、48ページになります。母子保健一般事務につきましても、主に母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について適切な指導と援助を行うことを目的とし、併せて不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、乳児から幼児に対する各種健診や妊婦、産婦に対する各種健診、特定不妊治療費助成事業に取り組みました。現在の特定不妊治療費助成事業の対象は、女性のみとなっていることから、県内の近隣市町、他市町村の状況を確認のうえ、助成対象者や助成対象治療の種類を拡大に向け取り組んでいく必要があると考えております。

49ページになります。子育て支援コンシェルジュ事業については、本市独自の子育て支援事業として、出産前から小学校入学まで専任の担当保健師による顔の見える関係を築き、出産や子育てに悩む母親や父親の支援策に取り組み、本市独自の子育てしやすい環境を整備しようとするものであり、子育て支援カフェの開設や妊婦訪問時に子育て応援支援ボックスをプレゼントし、妊婦の心身の状況を確認し、相談に応じてきました。今後についても事業内容について点検と改善を行い、満足度90%以上を目標に本事業の定着を図っていく必要

があると考えております。

次に、50ページになります。養育医療事業につきましては、母子保健法の規定に基づき、2千グラム未満で出生し、医師が入院の必要があると認めた新生児に対して、指定の医療機関で入院及び治療を受ける際に必要となる入院加療費を助成し、保護者負担の軽減を図るとともに、ハイリスク妊産婦の出産、育児の支援や長期療養児の健全な育成を行うことを目的に実施している事業であります。今後も未熟児世帯の医療費負担の軽減を図り、長期療養児を抱える保護者に対し相談業務を実施するなど不安解消に引き続き取り組んでいく必要があります。

51ページになります。2目健康増進費のうち、健康診査事業については、肝炎ウイルス感染者等の早期発見、早期治療を促進し、肝硬変や肝がんといった重篤な病気に進行することを防ぐことを目的として肝炎ウイルス検診を実施し、また、各種歯科保健施策の計画的、効果的な歯科検診の実施により、生涯を通じた歯科口腔保健意識の高揚を図ることを目的とし、歯周病検診を実施しました。歯周病検診について、未受診者に対する受診勧奨を積極的に行ったことから、前年実績を上回ることができ、肝炎ウイルス検診によりC型肝炎ウイルスに陽性反応が出た1人について早期療養に繋げることができましたが、いずれも積極的な受診勧奨を行い、受診者数の増加に繋げていく必要があると考えております。

52ページになります。後期高齢者健診事業については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者を対象に長寿健診を実施し、もって生活習慣病及び疾病の早期治療を促すことを目的とし事業を実施しました。今後、さらなる受診率向上に向け取り組む必要があります。

53ページになります。健康教育事業については、健康増進法の規定に基づき、市民の主体的な健康づくりを支援するために心と体に関する健康教育を実施することで、生活習慣病を予防し、市民の健康保持等を図ることを目的とし、市民健康講座等を開催しました。自殺対策としましては、ここ数年自殺者数が増加している現状を踏まえ、自殺対策に関する計画を策定し、今後の対応、対策について検討していく必要があると考えております。

54ページになります。がん対策事業について、がんは、市民の健康阻害の大きな要因となっていることから、予防啓発や早期発見、早期治療の促進を図るとともに、女性が社会や家庭生活において生涯にわたり健康寿命を全うできるように、女性の視点を重視した検診体制の整備や健康づくりを支援することによって、市民の健康寿命を延伸させることを目的とし、各種がん検診を実施しました。がんの疑いも含め10人の方のがんを発見することができましたが、受診率は低い状況にあることを踏まえ、未受診者に対する受診勧奨やその方法について今後検討していく必要があります。

55ページになります。3目予防費のうち、予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき感染症予防対策として予防接種を実施することで、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防することを目的とし、0歳から18歳までの市民に対し、10種類の予防接種を、また、原則として65歳以上の市民に対し、2種類の予防接種を実施しました。特に乳幼児に対する予防接種が多いことから、今後も保護者に対し予防接種の有効性や安全性、副反応に

ついて十分な周知を図っていく必要があると考えております。

56ページになります。感染症対策事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核レントゲン検診及びその他の感染症予防に関する事業を実施することを目的とし、併せて結核対策の3つの柱と言われる健康診断・予防接種の実施、適正医療の普及、患者管理の強化のうち、健康診断について受診勧奨を行い、結核の早期発見、早期治療に繋げることを目的とし事業を実施しました。事業実施状況は記載のとおりであり、受診者のうち陽性反応者はいらっしゃいませんでした。しかし、国が発表した平成29年鹿児島県の結核によると、県内の結核患者の60%以上が70歳以上の高齢者であること、本市においても18人の市民の方が結核に罹患していることを踏まえ、積極的な受診勧奨を行う必要があると考えております。

57ページ、58ページは過去5カ年における各種健診及び予防接種の実施状況となります。

それでは、次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は32ページになります。第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金の支出済額3億6,772万1,497円は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、前年度比8%の増となりました。

次に、決算に関する説明書は37ページ、事項別明細書は33ページになります。8目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金の支出済額4億252万4,504円は、決算に関する説明書の備考欄にあるとおり鹿児島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の共通経費負担分、特別会計の共通経費負担分及び広域連合が阿久根市分として医療機関に支払った療養給付費の12分の1である後期高齢者広域連合療養給付費であり、前年度比4.1%の増となりました。事項別明細書は34ページになります。28節繰出金の支出済額1億3,446万1,748円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出したものであり、前年度比2.4%の減となっております。

次に、決算に関する説明書は40ページ、事項別明細書は37ページになります。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の支出済額1億5,628万8,388円は、健康増進課、地域包括支援係及び環境対策係の職員の人件費のほか、歯科指導を行う嘱託職員2名の報酬と妊婦健康診査業務などに係る委託料が主なものであります。このうち、8節報償費は1歳6カ月児、3カ月児、3歳児等の各健診事業に係る医師等への謝金であり、13節委託料のうち、在宅当番医制事業は休日における初期救急医療を出水郡医師会に委託したものであり、妊婦健康診査業務は県医師会等へ委託したものでございます。19節負担金補助及び交付金は、出水総合医療センター野田診療所における夜間一次救急診療所の運営経費の負担金、出水郡医師会が行う病院群輪番制病院事業への補助金が主なものであります。2目健康増進費の支出済額4,234万3,034円は、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し、実施したがん検診業務や健康診査などの委託料のほか、保健推進員への活動謝金、健康教育、健康相談、各種がん検診時の看護師等への謝金などが主なものであります。

次に、決算に関する説明書は41ページ、事項別明細書は38ページになります。3目予防費の支出済額4,552万1,315円は、各予防接種に係るワクチン代の需用費と出水郡医師会等へ委託した個別予防接種業務の委託料、県民総合保健センターへ委託した結核レントゲン検診が主なものであります。

事項別明細書は39ページになります。6目保健センター管理費の支出済額は431万3,549円であり、保健センターの管理に必要な消耗品や庁舎警備業務などの委託料が主なものでございます。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

歳入については決算に関する説明書のみで説明いたします。9ページにお戻りください。第11款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金の6万9,320円は、未熟児養育医療に係る保護者の負担金であります。

10ページになります。上から3行目の第12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、保健センター土地占用料の1,100円は、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本分の占用料であります。

12ページになります。2項3目衛生手数料のうち狂犬病予防接種の56万5,400円は、犬の登録に係る新規登録手数料と注射済票交付手数料になっております。

13ページになります。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち下から2行目の国民健康保険保険基盤安定負担金2,429万4,542円は、国民健康保険税の保険者支援分に係る国の負担分であり、3目衛生費国庫負担金43万4,700円は、未熟児養育医療に係る国の負担分であります。2項2目民生費国庫補助金のうち上から5行目、地域自殺対策強化事業費18万5千円は、自殺対策事業実施に伴う国の補助金であります。

14ページになります。上から2行目の3目衛生費国庫補助金のうち、母子保健衛生費62万円は、産婦健康診査等業務実施に伴う国の補助金であります。第14款県支出金1項2目民生費県負担金うち上から6行目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金9,940万983円は、後期高齢者医療の保険料軽減分としての県の負担分であります。

15ページになります。2目民生費県負担金のうち、下から2行目の国民健康保険保険基盤安定負担金9,724万7,047円は、国民健康保険税の保険料軽減分及び保険者支援分に係る県の負担分であり、3目衛生費県負担金31万500円は、未熟児養育医療に係る県の負担分であります。

16ページになります。1行目の3目衛生費県補助金のうち、健康増進支援事業費102万9千円は、健康診査等に係る県の補助金であり、その2行下の予防接種事故対策費10万4,820円は、医療費及び医療手当支払に対する補助金であります。

17ページになります。3項2目民生費委託金、3行目の市町村権限移譲交付金のうち、健康増進課分は15万6千円であり、医師法関係等の免許申請などに係る交付金となっております。

21ページになります。第19款諸収入5項4目雑入のうち、上から5行目の後期高齢者医療広域連合長寿健診補助金256万2千円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用についての広域連合からの補助金であります。12行下になりますけれども、がん検診時の個人負担分として544万900円、

2行下、肝炎ウイルス検診等の個人負担分として13万2,560円、5行下になりますが、保健センターに設置してある自動販売機の電気料としてコカ・コーラボトラーズジャパン(株)から5万1,902円、5行下の保健センターでの実習生受入れの謝礼金として広域医療センター附属阿久根看護学校外1校から2万7,900円、次の22ページになりますが、最後の行になりますが、ドクターヘリ相互応援分担金として出水市から2,800円、23ページになります。10行目の、平成29年度分の未熟児養育医療に係る負担金について実績に基づく精算交付分として国及び県から11万9,181円の収入がありました。

第20款市債1項3目衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債250万円は、出水総合医療センター野田診療所内に設置されている夜間一次救急診療所に係る負担金に充当したものでございます。

以上で認定第1号についての説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **白石純一委員**

成果説明書の51ページ、4款1項2目。健康診査事業の中ほど、事業実施状況の5番、無保険者特定健診。市内に居住する40歳以上の生活保護者に対して実施するものですが、対象は何人で、そのうち何人が受診されたということがわかりますか。

#### **健康増進課長**

対象者は申しわけありません、把握をしておりますませんが、1名受診があったということです。

#### **白石純一委員**

対象者は数十人、数百人なんですか。

#### **健康増進課長**

すみません、生活保護者が大体160名いらっしゃるということで、そのうちの40歳以上の方ということになりますのでちょっと今人数がお答えできないところです、すみません。

#### **白石純一委員**

いずれにしてもですね、1人というのはかなり低い数字だと思いますので、ぜひ今後、生活保護者の方には健診を受けるようになんとか努力していただきたいと思います。

次ですが、同じく成果説明書の57ページ、各種検診の受診状況で、各検診の受診率が出ておりますが、特定検診についてはこの後、特別会計で出てくるのでしょうか。特定検診についても県内、他の自治体と比べると、下位から数番目と厳しい数字なんですけど、これらの特定検診以外の検診も、他自治体と比べると同様に、個別にはいいんですけど、かなり低い方ということなんですか。

#### **寺地健康増進課長補佐**



白石議員にお答えいたします。今年度から過去5年間における各検診の受診状況ということで、県平均値を載せてございます。一般的に鹿児島県のほうが市町村ごとに公表をしております資料については、40歳以上69歳未満の受診率について公表されてる分についてのみ報告をさせていただくという形でもよろしいでしょうか。

**白石純一委員**

はい。

**寺地健康増進課長補佐**

まず、胃がん検診については県下高い方から26位、大腸がん検診については高い方から13位、肺がん検診については高い方から7位、子宮頸がん検診については高い方から18位同じく乳がんについても高い方から18位という結果になっております。以上です。

**白石純一委員**

了解しました。

**仮屋園一徳委員長**

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

(休憩 11:24～11:35)

**仮屋園一徳委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○認定第2号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

**仮屋園一徳委員長**

次に、認定第2号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

**児玉健康増進課長**

それでは、認定第2号について御説明いたします。

59ページになります。保険給付事業の実施状況については記載のとおりでございますが、平成30年度の国保の加入世帯は年度平均3,457世帯、被保険者数は年度平均5,399人となっております。事業の成果の欄にあるとおり、阿久根市の人口のうち約26%が国民健康保険の被保険者であり、被保険者の47%が65歳から74歳までの前期高齢者となっております。前年度、平成29年度に比べ世帯数で114世帯、被保険者数では248人それぞれ減となっております。また、保険給付費は前年度比9,626万5千円の減となりましたが、1人当たりの医療費は49万9,738円で、前年度比約0.5%の増となりました。現状と課題の欄にあるとおり、国民健康保険の被保険者数は年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険

特別会計（事業勘定）への不足分を一般会計からの法定外繰入金により賄っている状況であります。健全で安定的な国民健康保険の財政運営を行うため、鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、令和5年度までに一般会計からの法定外繰入金がゼロとなるよう関係課と連携し、保険給付の適正化、保健事業などの取組を推進する必要があると考えております。

60ページになります。保健事業の実施状況については、特定健康診査受診者1,710人、特定保健指導受診者54人、国保保健指導事業については、特定健診未受診者への訪問受診勧奨473件、糖尿病性腎症の重症化予防訪問115件のほか、情報提供という、かかりつけ医で特定健診を実施していただくための文書による受診勧奨や電話による受診勧奨を行いました。また、はり・きゅう施術助成は、1枚当たり600円の助成で年間30回を限度として1,109件、人間ドック助成は、補助対象額の7割の助成で120件の実績であります。

平成30年度から特定健康診査受診率の向上を図るため、集団健診未受診者を対象に、市が指定する出水地区の医療機関において、個別健診を実施したことにより、特定健康診査の受診率は、法定報告前の数値で39.3%と前年度の同時期より増となっております。特定健康診査の受診率は増加していますが、40歳代、50歳代の被保険者の受診率が低い状況にあり、今後も特定健康診査受診率の向上に向けた取組を強化する必要があると考えております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。

はじめに、一般会計からの繰入金について御説明申し上げます。

決算に関する説明書の4ページをお開きください。第6款繰入金1項1目一般会計繰入金の収入済額3億6,722万1,497円は、前年度比3,647万7,228円、11.0%の増であります。内訳については備考欄のとおりであり、その他一般会計繰入金、いわゆる法定外分になりますけれども、これが1億500万円、前年度比500万円の増となっております。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。決算に関する説明書5ページ、事項別明細書6ページをお開きください。

第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額4,535万5,603円は、職員7名分の人件費やレセプト点検嘱託員2名分の報酬、被保険者証の郵送に係る役務費などが主なものでございます。2項1目賦課徴収費の支出済額258万2,737円は、保険税の賦課徴収に係る経費であり、市税等収納嘱託員1名分の報酬や郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものでございます。

事項別明細書は7ページになります。2目納税奨励費の支出済額204万7,910円は、国保税の納税報奨金であります。次に、第2款保険給付費の支出済額22億9,271万152円は、前年度比4.0%の減となっております。1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額19億2,661万8,629円は前年度比2.9%の減、2目退職被保険者等療養給付費の支出済額2,661万9,100円は前年度比48.8%の減、3目一般被保険者療養費の支出済額1,682万6,943円は前年度比86%の減、4目退職被保険者等療養費の支出済額8万1,882円は前年度比76.4%の減となっております。

事項別明細書は8ページになります。5目審査支払手数料の支出済額577

万9,747円は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料となっております。2項1目一般被保険者高額療養費の支出済額3億128万5,233円は、1カ月の医療費が一定の額を超えると払い戻しをする制度であり、これが前年度比3.1%の減、決算に関する説明書は6ページになります。

2目退職被保険者等高額療養費の支出済額918万3,680円は、これは前年度比9.6%の減となりました。4項1目出産育児一時金は、これは13件分で、538万2,226円を支出しております。5項1目葬祭費の支給額につきましては、平成30年4月1日から1人当たり2万円に改定しておりますが、支出済額は83万円、41件分になります。

第3款国民健康保険事業費納付金の支出済額6億9,359万5,333円は、平成30年度から新たに創設された費目であり、県内市町村の保険給付費を県が賄い、これに必要な財源として県が算定したものでございます。1項医療給付費分は医療費の負担のため、2項後期高齢者支援金等分は後期高齢者医療制度を支援するため、また、3項介護納付金は介護保険制度を支援するために支出したものでございます。

決算に関する説明書は7ページ、事項別明細書は10ページになります。第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費の支出済額900万6,210円は生活習慣病予防のために行う、特定健康診査業務の委託料が主なものであります。2項1目保健対策費の支出済額728万7,638円は、受診勧奨を行う訪問指導嘱託員の人件費とはり・きゅう助成や人間ドック助成の補助金が主なものでございます。

事項別明細書は11ページになります。第9款諸支出金1項3目償還金の支出済額5,264万4,800円は、平成29年度分の療養給付費等負担金等の交付確定に伴う国への精算返納金が主なものであります。2項1目直営診療施設勘定繰出金の支出済額159万5千円は、大川診療所の運営等に係る国の調整交付金分であります。

以上で歳出を終わり、次、に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は3ページ、事項別明細書は1ページになります。第1款国民健康保険税の収入済額は3億4,759万6,164円で、全体の収入率は69.6%であり、前年度比1.3ポイントの増、このうち現年度課税分が94.0%で1.0ポイントの減、滞納繰越分が4.6%で2.6ポイントの減となっております。

事項別明細書は3ページになります。第4款県支出金1項1目保険給付費等交付金の収入済額23億8,805万3,479円は、平成30年度から新たに創設された費目であり、内訳については備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対し交付される普通交付金と、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

決算に関する説明書は4ページになりますが、第6款繰入金については、先ほど説明を申し上げたとおりでございます。

事項別明細書は4ページになります。第8款諸収入4項2目一般被保険者第三者納付金の収入済額25万4,664円は、交通事故に係る納付金であり、一般被保険者1件分であります。7目療養給付費等交付金の収入済額773万5,641円は、平成29年度退職者医療療養給付費等交付金の追加交付分で

あります。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明申し上げます。

歳出から御説明いたします。決算に関する説明書11ページ、事項別明細書15ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額687万4,523円は、2名の看護師嘱託員の報酬のほか、事務用品や電気、水道、ガス代などの需用費、電子カルテシステムやレントゲン撮影装置の保守料などが主なものであります。

事項別明細書は16ページになります。第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費の支出済額900万4,078円は、医薬品等の購入費であり、4目検査等業務費の支出済額86万6,594円は、2カ所の社会医療法人との診療業務の委託料が主なものであります。なお、平成30年度の診療日数は241日で、延べ患者数1,578人、1日当たりの患者数は6.5人となっております。第4款1項1目基金積立金の支出済額39万6,600円は、平成29年度分繰越金の半分と、診療所基金の運用利子分を積み立てたものであり、平成30年度末における基金残高は、212万8,877円となりました。第5款公債費の支出済額207万9,600円は、診療所建物に係る市債償還金の元金・利子分であります。なお、30年度末の元金の償還金残高は、942万3,502円であり、最終の償還は令和5年度となっております。

以上で、歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は12ページになります。第1款診療収入の収入済額1,682万3,346円、前年度比22.3%の減となっております。診療収入は2項4目の75歳以上を被保険者とした後期高齢者医療保険の診療報酬収入が多くを占めて状況でございます。3項1目諸検査等収入の収入済額83万9,880円は、各種予防接種料や介護保険に係る主治医意見書料等でございます。

事項別明細書は13ページになります。第6款2項1目事業勘定繰入金の収入済額159万5千円は、診療所の運営に係る国の調整交付金分を事業勘定から繰り入れたものであり、3項1目一般会計繰入金の収入済額50万円は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

以上で認定第2号についての説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **竹原信一委員**

さっそくですけど、資料請求をしたいと思っておりますけれども。資料請求をさせていただきます。国民健康保険についての総数、それから、保険税、それと一般会計からの繰り入れ。この3件について、過去10年間分の資料を、データをだしてください。

#### **児玉健康増進課長**

国保の総数とはこういった、被保険者数のことですか。

#### **竹原信一委員**

被保険者数で。それでお願いしたいと思います。

[発言する者あり]

**仮屋園一徳委員長**

休憩に入ります。

(休憩 11:52～11:55)

**仮屋園一徳委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま竹原委員から資料請求がありました分について、皆さん方にお諮りいたします。資料請求をするということですのでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

**白石純一委員**

主要事業の成果説明書の60ページから61ページ。60ページの表の真ん中より少し下、事業の成果で2行目の真ん中ほど。法定報告前の数値で39.3%、特定健診受診率ですが、前年度同時期36.1%より上がったことは評価できると思うんですが、この法定報告前の数字では他自治体と比べられるんですか。

**児玉健康増進課長**

これにつきましてははまだ他の自治体の数値も公表されておられません。ちょっとわかりかねるところです。

**白石純一委員**

ちなみに前年の法定報告では、38.8%の受診率ですが、ちなみにこれは県内何番目の数値でしょうか。

**児玉健康増進課長**

前年度につきましては、県内37位になっています。

**白石純一委員**

今年度、法定前が39.3、それから上がるのかもしれませんが、いずれにしても、やはりまだ低いと言わざるを得ないので、やはりここ数年、同じ質問をさせていただいてますが、やはりドラスティックというか、思い切ったことをやらないとなかなか上がらないんだろーと思いますので、ぜひ引き続きですね、これまでにないようなことをやって高めていくということをぜひお願いしたいと思います。

61ページの(2)、医療費の30年度が49万9,738円。これも県内比較ができないというのでは、29年度のこの数値は県内で何番目でしょうか。

**児玉健康増進課長**

平成29年度につきましては、高いほうから4位ということになってます。

**白石純一委員**

同じくですね、大変厳しい数字ですので、ぜひ早目の検診率を高めて、今後病院にかかること、数も重篤度も抑えるようにして、医療費も極力減らすように、さらなるドラスティックな努力が必要だと思いますので、よろしくお願

いたします。

**仮屋園一徳委員長**

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第2号について、審査を一時中止いたします。

**○認定第6号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）**

**仮屋園一徳委員長**

次に、認定第6号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

**児玉健康増進課長**

それでは、認定第6号について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は45ページになります。

はじめに、鹿児島県の後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、県内の75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を被保険者として運営されており、医療機関窓口での医療費の自己負担割合は原則1割、現役並み所得者は3割ということになっております。本市の後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料と軽減分の保険基盤安定繰入金を、歳出において後期高齢者広域連合への納付金として支出しているのが主な会計となっております。

平成30年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,847人、前年度末より32人の減となっております。人口に占める割合は約24%、また、この被保険者のうち障害認定者数が79人となっております。

それでは歳出から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額141万1,865円は、後期高齢者医療事務に係る消耗品等の需用費、被保険者証の郵送に係る役務費が主なものであります。2項1目徴収費の支出済額101万7,338円は、徴収事務に係る消耗品等の需用費や郵便料、手数料等の役務費のほか、保険料等の還付に係る償還金利子及び割引料になります。次に、第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額3億1,547万4,005円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定分担金などを鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は43ページになります。

第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料の収入済額1億8,286万4,914円は、収入率99.4%であります。次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金1億3,253万4,645円は、保険料の軽減分に対する財政措置であります。

以上で認定第6号についての説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第6号について、審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

(健康増進課退室)

(休憩 12:03～13:00)

#### 仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、税務課から昨日の資料請求に対する資料の提出があり、配布しましたので、御確認をお願いいたします。

なお、本資料には個人所有の宅地について記載されているので、取り扱いには十分注意をお願いします。

ここで、本日の質疑に対し、市民環境課長から答弁の申し出がありますので、この際、許可いたします。

(市民環境課長入室)

#### 松田市民環境課長

午前中の白石委員の質問の中で、火葬件数について、30年度と29年度の差が大きいということで、この内容についてということで、報告をさせていただきたいと思います。

主要事業書の24ページになります。この主要事業書の件数、平成30年度の市内363件、市外3件の合計366ということになってるんですが、この件数には死亡だけじゃなくて、その他ということで、切断とか、改葬とか、いうのも含まれた数字であります。死亡だけの数字で報告させていただきますと、30年度については、市内の死亡が358件、市外の死亡が2件ということで、あと改葬とかその他が5件あります。市外の改葬が1件ということで、内訳についてはそのとおりであります。これと比較して、平成29年度については、市内が428件、市外が6件。

[発言する者あり]

29年度の火葬の件数ですね。火葬の件数が成果説明書に書いてるとおり、市内が428件、市外が6件、合計の434ということなんですが、この29年度の内訳につきましては、市内の死亡のほうは419件、市外が6件ということで、改葬とその他が9件ということでありまして、この件数が非常に開きがあることにつきましては、自然の状況の中での増減だというふうに感じております。28年度を調べますと、この成果説明書に書いてあるんですが、これについては、合計で394件、内訳については市内388件と市外の6件ということで。28年度につきましては、市内の死亡が380件、市外が6件、それとその他改葬が8件ということでありまして、そこを比較しますと、平成29年度が火葬数が多かったということで、それについては自然現象だというふうに感じております。以上であります。

(市民環境課長退室、介護長寿課入室)

○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

認定第1号 平成30年度一般会計決算のうち、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

初めに主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明いたします。成果説明書の66ページをお開き願います。

高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持っていない市民税非課税世帯に属する75歳以上の高齢者等を対象に、通院や買い物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢者の外出を支援するものです。事業の実施状況欄にありますとおり、本事業は平成30年7月から市内35区で運行を開始し、1枚300円のタクシー利用補助券を1人当たり年間最大48枚を交付いたします。平成30年7月から平成31年3月までの9カ月間の実績は、利用券交付者数が411人、累計補助額は238万7,700円で、使用率は41.8%でした。なお、平成30年7月から令和元年6月までの1年間の実績は、交付者数430人、交付枚数1万9,208枚、使用枚数1万9,208枚、累計補助額291万7,800円で、使用率は50.6%となったところです。事業の成果としては、利用者アンケートでは、多くの高齢者が通院や買い物にタクシーを利用しており、外出する機会が増えた、経済的負担が軽減されているとの回答を得ており、高齢者の外出機会の創出につながっていると考えます。今後も、高齢者等の外出や自立した生活を更に支援するための内容となるよう検討を重ねたいと考えます。

次に、67ページは長寿祝金支給事業です。高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、80歳を迎えられた方には5千円、88歳を迎えられた方に1万円、101歳以上には2万円を、そして100歳到達者には5万円を、それぞれお贈りいたしました。平成30年度に長寿祝金をお渡しした方は、541人で、総額427万5千円でした。今後の課題といたしましては、高齢化の進展に伴い対象者数の増加が見込まれ、今後、他自治体の実施状況及び他の高齢者施策も踏まえての総体的な見直しを図る必要があると考えているところです。

次に、70ページをお願いいたします。地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業は、平成29年度までは高齢者元気度アップ・ポイント地域包括ケア推進事業とされていたもので、65歳以上の方を含むグループが登録をして、互助活動や地域活性化活動を行った場合に商品券などに交換できるポイントを付与するもので、地域の互助活動の活性化や地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的としています。近年は、いきいきサロンやころぼん体操の開催により、登録団体数及び商品券交換額の実績も増大してきているところです。事業実施状況欄の下に記載したとおり、鹿児島県地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業により商品券代は100%、事務費は50%補助であります。現状と課題にありますとおり、ころぼん体操教室



やいきいきサロンの運営において、本事業を有効に活用している地区もあり、これらの活動継続の大きな要因にもなっているところです。

次に、71ページをお願いいたします。高齢者等訪問給食サービス事業は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等にお弁当を配達し、高齢者の食生活の改善、健康保持を図り、同時に見守り活動・安否確認を行っているものです。事業実施状況欄に記載のとおり、食数は昼食と夕食の1日最高2回を、元旦を除く毎日配食しており、平成30年度の月平均利用者数は118人、月平均配食数3,723食、総配食数は4万4,685食でした。現在、調理費用は一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しており、平成30年度は、1食当たりの調理費用として300円、配食費用として250円を公費負担し、利用者負担金は350円を徴収しております。なお、10月からの消費税率改正に伴い、1食当たりの調理費用は315円、配食費用を260円とし、利用者負担金は350円から370円へ、20円値上げをしたところです。

次に、73ページをお開き願います。老人保護措置事業は、老人福祉法に基づき、環境上・経済的な理由などにより、居宅での養護又は介護が困難な方を養護老人ホームへ入所措置するものであり、事業実施状況欄記載のとおり、平成30年度末現在、5施設に63人を措置しているところです。申請から入所までの待機期間は概ね1年半ほどですが、現状と課題欄にありますとおり、高齢者虐待を疑われるケースや身元引受人が不在のケースなど、措置手続において問題となる困難事例が増加している傾向にあります。

次に、76ページをお願いいたします。在宅ねたきり者に対する介護手当の支給は、事業実施状況欄に記載のとおり、65歳以上の高齢者で要介護3以上又は要介護2以上で重度の認知症と認定された方を、在宅で6カ月以上継続して介護している方に対し、年額7万2千円の手当を支給するものです。平成30年度の支給対象者は79人でした。現状と課題欄に記載しましたとおり、国の実施要綱の基準では、支給対象者は期間中に他の介護保険サービスを利用していない者に限られ、本市では大半が支給対象外となってしまうことから、現在は一般財源での事業実施に切り替えているところです。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は32ページをお開きください。なお、主要事業の成果説明書により御説明しました事業項目については、説明を省略させていただきます。

第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の支出済額6億2,428万9,588円は、高齢者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものです。1節報酬は要援護者訪問相談員1名分であり、8節報償費のうち、在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金は、地域において民生委員と協力し、ひとり暮らしの高齢者等の見守り活動やいきいきサロンの運営等に協力いただいているアドバイザーに、1人当たり年間5千円の活動謝金を支払ったものであります。

事項別明細書は31ページに入り、13節委託料のうち、緊急通報システム運営事業は、緊急時の通信・救急体制の確保のほか、利用者の安否確認にも大きな役割を果たしており、平成30年度末現在、ボックス型60台、携帯型3

台の利用となっております。

次に、19節負担金補助及び交付金であります。老人クラブ育成補助金は、単位老人クラブ20クラブに、運営補助をしたものであります。後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に、1日人間ドックの助成を行う事業であります。出水郡医師会広域医療センター、厚生連健康管理センター、済生会川内病院、県民総合保健センター及び山田クリニックにおいて、昨年度は48人の利用がありました。28節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度比1,031万3,042円、2.29%の減となりました。

5目老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの維持管理の経費であり、御承知のとおり、同センターは平成30年3月末をもって廃止し、これまでのさわやかクラブの活動及び同事務局は、現在、農村環境改善センターを利用させていただいているところであります。平成30年度は事務局移設までのセンターの電気代等や、これまで市において負担していた電話通信料等の負担分を支出したところです。

6目地域福祉対策費は、主要事業の成果説明書で御説明したとおりであり、平成30年度は568万8千円の支出となりました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開き願います。

第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

説明書は13ページ、事項別明細書は7ページをお願いいたします。第13款国庫支出金1項国庫負担金2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金358万5,600円は、第1段階介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。

事項別明細書は8ページに入り、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は、説明書備考欄の上から4行目、共助の基盤づくり事業200万円であり、人口区分ごとに定められる国庫補助基準額の上限の補助額であります。

説明書は15ページ、事項別明細書は10ページになります。

第14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、第1段階介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は、説明書15ページの備考欄の上から4行目と5行目の老人クラブ育成事業、老人クラブ連合会育成事業費であり、その3行下、地域デビューでポイントアップ!元気度アップ!推進事業費273万7千円は、商品券代は全額と事務費は50%の県補助金であります。

説明書は20ページ、事項別明細書は15ページをお願いいたします。第17款繰入金2項特別会計繰入金3目介護保険特別会計繰入金の収入済額1,715万9,982円は、平成29年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う介護保険特別会計からの精算返納金であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は17ページになります。19款諸収入

5項4目4節雑入のうち、雇用保険料の介護長寿課所管分として5,391円の収入がありました。

説明書は22ページに入り、備考欄の下から8行目、後期高齢者医療制度特別対策補助金（長寿・健康増進事業分）220万5,959円は、後期高齢者の人間ドッグ受診及びはり・きゅう施術の補助に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの交付金であります。

説明書は23ページ、事項別明細書は17ページに入り、第20款市債1項2目民生債2節老人福祉債1,340万円は、「食」の自立支援事業に活用いたしました。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **白石純一委員**

主要事業書の成果説明書の66ページ、3款1項3目、高齢者等福祉タクシー利用ですが、真ん中ほどの事業実施状況の欄のところだったかと思いますが、使用率が50.6%ということですが、この実績のところに書いてある交付枚数1万9,024枚、使用枚数7,959枚とは違う使用率ということですかね。

#### **中野介護長寿課長**

私が今、御説明したところは、そこには9カ月分の実績が書いてあるところです。平成30年7月から平成31年3月まで9月分の実績がそこに書いてあるわけですが、高齢者福祉タクシーは所得の決定があってから、7月から6月までの使用期限がありましたので、説明の中で平成30年7月から令和元年の6月までの1年間分、12カ月分を報告させていただいたところです。

#### **白石純一委員**

はい、わかりました。50.6%というのは、私は意外と低いのかなと思ったんですけども、使用期限もあるようなので、期限に使い損ねたという方もいらっしゃるのかもしれませんが、その辺りの周知、あるいは使用率についてはどのようにお考えですか。

#### **中野介護長寿課長**

新しい年度に入りましてから、平成30年度分は令和の6月までの使用期限ですということなので、確か5月だったと思うんですけども、防災無線放送で使用期限が迫ってますということなので放送させていただいたところです。ただ、はじめの予想よりは半分の使用率ということなので、使用率的には予想したよりもちょっと低くなってしまったという状況です。今後については、そこにもちょっと書きました事業の成果で、アンケートを利用者にはとったんですけども、利用者の方からは概ねここに書いてあるとおり、経済的負担も少なくなって助かっているということは言われたんですけども、それにしても使用率が減ったということは、やはり制度的に補助が今半額になってるとか、あるいは周知徹底というところで少し欠けてたのかなというふうに考えますので、今後、その辺も検証しながら制度の新たな取り組みをしたいというふうに考えているとこ

ろです。

**仮屋園一徳委員長**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

**牟田学委員**

今の件でですね、高齢者福祉タクシー利用助成事業なんですけれども、免許はもう持ってらっしゃらないんだけれども、市民税非課税という大きなネックがあってですね、そこ辺りはどうもできないんだらうかという相談があるんですが、いかがでしょうか。

**中野介護長寿課長**

高齢者等福祉タクシーについては、一方ではやはり苦情等もいただいたところでございます。そこについては、乗合タクシーの運行地区でないから使えない、あるいは、今、牟田委員が言われたとおり、息子等と一緒に課税世帯になって、自分は財布は別なんですけれどもなぜ使えないんだと、あるいは税金は納めてるのになぜ使えないんだというような御批判をいただいたところですが、今のこの部分については、低所得者についての、いわゆる外出支援の機会を創出しようということが始まったところでございますので、ここの部分は今は説明をして御理解をいただいているところでございますが、今後のまた使用率等も含めてですね、検討は加えていかなければいけないというところがございます。ただ、ここの部分で試算はするんですけれども、例えば課税者もオッケーにするとかという形になると、人数的にもかなり大きくなってきて、予算的な負担もかなり大きくなるというところがございます。今後、制度の改良にあたっては幾つか優先順位があるかと思っておりますので、その優先順位をいろいろ検討しながら補完をしていきたいというふうに思います。

**牟田学委員**

ぜひですね、息子と2人で住んでいるんですけど、息子が仕事に行けば1人で何もできないという感じなんですよね。病院の送りもできないしと。今、課長が言われたように優先順位をつけてですね、何とかできればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

もう1つですね、成果説明書の71ページ。今ですね、民間の事業者がチラシとかいろいろ入れてあるんですが、そこ辺りは影響がないということですかね。

**中野介護長寿課長**

過去の実績からいたしますと、配食数自体は結構減ってきている状況があります。平成25年度においては総配食数は5万9千食あったんですけれども、今、平成30年度は4万4千食まで落ちてきているという状況があります。ここにつきましては、いわゆる家族状況とか、それから本人たちの利用のあり方の変化もあるかとは思いますが、それに加えて委員がおっしゃったとおり、民間事業者の配食サービスの充実もあるかと考えているところです。ここにつきましては、やはり民間事業者との差別化というか、公的部分が担う部分ということを考えてながら、今後も料金設定やあるいはサービスの充実を図っていきたいというふうに考えています。

**濱門明典委員**

主要事業の成果説明書の67ページですね。長寿祝い金支給についてお聞きします。80歳になったとき5千円ということですが、80歳から87歳まで到達するまでは5千円が支払われるんですね、年間。

[発言する者あり]

1回だけですか。88歳も1回だけ、101歳も1回だけ、今。1回だけです。はい、わかりました。

#### 白石純一委員

71ページ、配食事業なんですけれども、事業の成果として一番最後の安否確認による在宅時の安全な生活の継続、実際に安否確認で、例えば倒れている方を発見して通報したとか、そういう事例はあったでしょうか。

#### 角島高齢者支援係長

平成30年度の見守りの成果なんですけれども、2件ございまして、夕食の配食時に利用者が倒れていたのを発見して、そのあと広域医療センターに緊急搬送されたという事例が1件、もう1件が配達員が利用者が倒れていたことを近所の区長さんを通じて御家族に連絡をしたという事例が1件ございました。

#### 仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかに。

#### 山田勝委員

非常に介護長寿課でいろんなことをやって充実をしていると思いますよ。近ごろ、課長、思うのがですね、元気で長く生きる人、あるいは人生100年と言われる時代にですね、こういう、例えば元気になるような行政施策をすることもけれども、例えば元気で、85歳で元気で働いている人、90で元気働いて、100で元気で、そういう方々にもですね、それなりのプレゼントをやるようなことを考えれば、もっとこうお年寄りが頑張るような気がするんですけどね。だから、人生100年という人生設計をすればですね、65から何をして遊ばかいと思とらあわけやってみんな。だから、その遊び方の中でですね、どういうぐあいにしたら世の中のためになるのか、どういうぐあいにしたら役に立つのかというような、そういうところにも目を向けてですね、渡しをしたら、もっといい長寿・介護活動が充実すると思いますけどね。どげんしてもねおっとかねおったって。死んときゃ死んど。でも、そういうのもいいかなって近ごろつくづく思ってますよ。

#### 中野介護長寿課長

昨年度でしたか、長寿祝い金の関係でもって少し御質問いただいたときに、今は長寿祝い金をお渡しする部分だけなんですけれども、例えば、元気にしていらっしゃる方がもっともっと生き生きとした生活が送れるように、ただお祝い金じゃなくてほかの施策でもって何か支援できないかというようなことも課内では検討したところです。今、委員が言われるとおり、人生100年時代を向かえて、元気な方は非常に快活に活動されてて、もう一方では介護が必要になる方もたくさんいらして。そっちはそっちでやらないといけないんですけれども、元気な方についてどうやって生きがいとか、あるいは社会的な貢献を果たしてもらおうかというのは、今後もいろいろ考えていかないといけないわけなんですけれども、私たちの介護長寿課の中では、いわゆる外出をしていただいて、

社会とかかわりをもっていただいて、何かのつながりをもっていただく、まず初めはそちらのほうから何か手がかり的に、足がかり的に施策等が構築できないかなというふうに、課内あるいは個人的にも考えているところですけども、また何かいい施策があれば、ぜひアドバイス等いただければと考えているところですよ。

#### 山田勝委員

今、あなた方がやっている施策もね、私、悪いとは言わないんですよ。でも、それよりももうちょっと形を変えてですね、世の中のためになっている人については何だ、あるいはこうだというようなこともね、やっぱり受けとめてですね、そして年寄りをほめてやるというのも何だけど、何らかの形でですね、形を表すれば、私はもっともっともね、こういう人材不足の時代に、人がいない時代にですよ、役にたつと思いますけどね。だから、そういうものは別に国が言わなくても、県が言わなくてもですね、阿久根市から始めてもいいじゃないですか、明快なる中野課長を含めて皆さん頭脳明晰な方ばかりじゃないですか。ぜひね、頑張ってください。こやすごいなって。

#### 中野介護長寿課長

ここの部分については介護長寿課だけではなくて、以前、私は生涯学習課にもおりましたけれども、いろんな行政としては高齢者の方たちに対して興味を持っていただけるようないろんなメニューづくりも必要かと思っておりますので、その辺は各課と連携しながらですね、また、何かの施策等のアイデアを出していけたらというふうに考えているところです。

[山田勝委員「考えてください。頑張りましょう。」と呼ぶ]

#### 濱之上大成委員

13番議員の思いに勇気を奮って言いたいんですがね、主要事業の成果書の66ページ、67ページの問題なんですがね、例えば福祉タクシーに関しては74歳以下の要介護認定者や一定の条件を満たす高齢者と、こういうふうになっているわけですね。私の強い要望なんですが、孫手当てというのをお考えになっていかなというふうに私は思っています。と申しますのは、結局、孫をもちすることによって共働きができるというこの現状の世の中に、100歳までというような、13番議員がおっしゃったので勇気を奮って要望を出すんですがね、どうか今後孫手当てを検討いただきたいことをお願いして終わります。

#### 仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

#### ○認定第5号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

#### 仮屋園一徳委員長

次に、認定第5号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

## 中野介護長寿課長

それでは、認定第5号 平成30年度阿久根市介護保険特別会計決算について、主なものについて御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。

平成31年3月末時点の65歳以上の高齢者は8,158人で、高齢化率40.05%であります。また、介護保険の被保険者数等についてですが、平成31年3月末の第1号被保険者は8,097人、要介護認定者は1,646人であり、認定率は20.3%であります。

それでは、初めに主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明いたします。77ページをお願いいたします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の個人の健康づくりやボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としており、平成30年度の実績は、事業実施状況欄に記載のとおり、ポイント手帳交付者数、商品券交換者数及び交換実績も年々伸びてきているところです。事業の成果としては、ポイント手帳交付者のうちの多くが健康増進・介護予防等への活動へ参加しており、高齢者が社会活動へ参加する動機づけの一助となっていると考えます。

次に、78ページをお願いします。ねたきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行うもので、事業実施状況欄に記載したとおり、1枚千円の利用券を1人当たり年間最大48枚交付するものです。平成30年度の交付者数は349人で、利用券使用枚数は1万1,250枚でした。現状と課題欄にあるとおり、それまで要支援者の方も対象者となっていたものを、国の実施基準に準じて平成30年度から要介護1以上の方に限定するとともに、対象外となる方については、1年間の経過措置期間を設けて対応したところです。また、購入対象商品に、排泄ケアに必要な使い捨ての手袋やガーゼ等を追加して、利便性の向上を図ったところです。ただし、最後のほうに書きましたとおり、介護事業交付金を活用しての本事業の実施については、今後も国の実施基準が厳しくなることが予想され、介護保険特別会計の中での運営については、さらに対象者の条件見直しが必要になると考えられるところです。

次に、81ページをお願いします。介護予防複合プログラム業務は、通称ひまわり教室と呼んでいる事業ですが、介護が必要となるおそれの高い高齢者を対象に運動教室を開催しているもので、事業実施状況欄に記載したとおり、週1回、計16回を1クールとして、運動機能及び口腔機能の向上、栄養改善等を図りながら、生活機能の低下防止を図るものです。会場は、農村環境改善センターを使用し、平成30年度は65人の方が参加されました。事業の成果としましては、教室開始時と終了時に体力測定を実施した結果、教室修了者全員について筋力の維持・改善が見られ、参加者には運動機能に加え、口腔機能の向上や食生活の改善に向けての知識修得と実践を通して、介護予防の意識向上と自立した生活の維持が図られているところです。また、教室終了後は多くの参加者が各地区のころばん体操に参加されており、運動の継続につながっているところです。

次に、83ページをお願いいたします。地域介護予防活動支援事業は、ころばん体操教室のことであります。地区の公民館等の身近な場所で、介護予防の場として開催されているころばん体操教室は、事業実施状況欄に記載のとおり、初回から5回までは健康運動指導士と市職員が開催を支援し、6回目以降は地区の協力員が中心となって開催されています。平成27年度から始まった教室は、平成29年度は32地区、平成30年度末は40地区で開催され、参加登録者数も着実に伸びてきているところです。なお、令和元年9月末現在では、47地区で1,062人の登録者数となっています。事業の成果としては、ころばん体操は、音楽に合わせた簡単な体操ではありますが、継続することで高齢者の体力維持と向上につながっており、何よりも参加者自身が、体操の効果を実感しているところです。同時に住民主体の教室運営が行われることで、住民の介護予防への意識が高まり、住民同士の交流、見守り活動や互助活動の輪が広がってきているところです。さらに、実施地区と未実施地区では要介護認定率にも差が出てきており、体操の継続の効果が数値としても表れてきているところです。今後は市内全域にころばん体操教室を普及させ、前述のひまわり教室と連携して、介護予防運動のさらなる充実が図れればと考えているところです。

次に、85ページから90ページにかけては、介護保険給付事業の実績を記載してあります。事業勘定の詳細等については、このあと決算に関する説明書等により御説明いたしますが、介護給付費の各費目においては、事業実施状況欄に記載したとおり、平成30年度は、上から2行目、地域密着型介護サービス給付費が前年度より減少し、その下、施設介護サービス給付費が増加、また、上から7行目、介護予防サービス給付費が減少しており、全体としては、86ページの合計額、26億9,400万円余りとなり、前年度より2千万円程度増加したところです。これは、現状と課題欄の、2行目から記載してありますが、介護施設の特定施設への指定やグループホームの閉鎖等に伴う施設介護サービス費の増加、さらには高齢化による介護の重度化や介護認定者の増加、介護職員の処遇改善措置による影響等により、総体的に費用が増加したと考えられるところです。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は31ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額4,434万3,353円は、1節報酬は、介護保険専門指導嘱託員4人分の報酬が主なものであります。3項1目認定調査等費の支出済額972万4,438円は、新規の介護認定や更新を申請した方に係る調査費用であり、介護認定に必要な主治医意見書手数料や郵便・電話料の役務費、更新等に係る申請についての訪問調査業務の委託料であります。

事項別明細書は32ページに入り、2目認定審査事務負担金の支出済額1,943万6千円は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費分の負担金であり、業務費分の負担割合は均等割が10%、高齢者人口割が40%、実績割が50%で、実績割は平成28年度の審査件数



で算定し負担したものでございます。

次に、第2款保険給付費の支出済額26億9,411万430円は、前年度比0.8%の増であります。第1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅又は施設でのサービス給付費であります。1目居宅介護サービス給付費の支出済額7億78万9,963円は、要介護の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、前年度比2.5%の増で、1万4,729件の利用であります。中でも手すり、特殊寝台、歩行器等を貸与する福祉用具貸与の利用件数が多く、次に通所リハビリテーションや通所介護、訪問介護等が利用されています。3目地域密着型介護サービス給付費の支出済額6億4,590万1,453円は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスであり、前年度比3.7%の減であります。

説明書は23ページ、事項別明細書は33ページに入り、5目施設介護サービス給付費の支出済額9億8,275万,2709円は、介護老人福祉施設、これは桜ヶ丘荘や野田の郷ですが、それから介護老人保健施設、回生苑、真和苑、グリーンフォレストみかさ等です。それから介護療養型医療施設、出水郡医師会立第二病院等における施設サービスでございます。前年度比5.9%の増であります。7目居宅介護福祉用具購入費は、シャワーベンチやポータブルトイレ等の購入に対して給付を行ったもので91件の実績であります。8目居宅介護住宅改修費は、段差の解消や手すり等の取り付けなどの住宅改修に対し、1人当たり20万円の改修費を限度に給付を行ったもので、昨年度は93件の実績でありました。9目居宅介護サービス計画給付費の支出済額9,443万5,179円は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、6,347件分でございます。

説明書は24ページ、事項別明細書は34ページに入り、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。1目介護予防サービス給付費の支出済額3,061万8,544円は、要支援と認定された方が居宅サービスを受けた際の給付費であり、昨年度は1,961件の利用件数で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が多く利用されています。なお、要支援の方に対する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度から開始された総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に、完全移行された結果、その利用件数及び給付額は29年度実績に比べ、2分の1程度になっているところでございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護事業所に係る分が主なものであります。5目介護予防福祉用具購入費は38件の購入分、6目介護予防住宅改修費は43件分の実績でございます。

説明書は25ページ、事項別明細書は35ページに入り、7目介護予防サービス計画給付費は、介護予防ケアプランの作成に係る経費であり、1,494件の実績となっております。3項1目審査支払手数料は、毎月各事業所から提出される介護報酬請求書を国保連合会で審査する手数料であります。4項高額介護サービス等費の支出済額6,564万8,362円は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の1カ月の合計額が一般世帯で4万4,400円、市民税非課税世帯で2万4,600円、老齢福祉年金や生活保護

受給者で1万5千円を超えた場合に、超えた分に対し支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費で6,282件の給付となりました。

説明書は26ページになります。5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の1年間の合計額が高額になったとき、所得区分に応じた限度額を超えた分が払い戻されるもので、平成30年度は後期高齢者医療と国保制度との合算分で286件の給付がございました。

事項別明細書は36ページになります。7項特定入所者介護サービス等費の支出額1億3,837万7,510円は、住民税非課税世帯の方が介護施設に入所された際の居住費・食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、昨年度は4,122件分について給付しております。

説明書は27ページになります。第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として自治体を実施する事業であり、平成29年度から新しい総合事業として事業メニューが設定され、また、これまで保険給付として実施されてきた要支援者に対する予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行されたところです。1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額6,464万7,109円は、介護予防マネジメントに基づき訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であり、1目介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額5,080万6,504円は、従来のホームヘルパーが居宅を訪問し入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う訪問介護やデイサービスなどの日帰りで施設に通い、食事や入浴などの生活上の介護や機能訓練等を受ける通所介護のほか、掃除や洗濯、調理など日常生活の援助を行う緩和した基準による訪問型サービス等を受けた場合に支払われる費用であります。2目介護予防ケアマネジメント事業費の支出済額1,373万2,029円は、地域包括支援センター専門指導嘱託員3人分の報酬と、総合事業における介護予防ケアプラン作成に係る経費であり、1,195件の実績となっております。

事項別明細書は37ページ、2項1目一般介護予防事業費の支出済額1,285万5,761円は、ころばん体操教室の支援にあたる運動指導士等への謝金や、生活機能の低下等がみられる高齢者を対象として、運動器の機能向上や口腔機能向上、栄養改善の指導等を行う介護予防複合プログラム業務の委託料、さらに、高齢者の健康づくりや社会参加を促し、健康維持や介護予防への取組活動にポイントを付与する高齢者元気度アップ・ポイント事業に係る委託料が主なものでございます。

説明書は28ページ、3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額4,306万4,512円は、地域包括支援センターの実施する事業や家族介護支援事業に要する費用であります。

事項別明細書は38ページに入り、4目任意事業費の支出済額2,790万515円は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業や、「食」の自立支援事業委託料、高齢者の紙おむつ等支給事業の補助金が主なものであります。5目在宅医療・介護連携推進事業費の支出済額444万4千円は、出水市及び長島町

と共同で、公益社団法人出水郡医師会に事業委託を行っているもので、出水地域在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて連携体制づくりに取り組んでいるものでございます。6目生活支援体制整備事業は、阿久根市社会福祉協議会に業務委託して、生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握や地域ニーズに応じた生活支援体制の整備を進めるための事業を実施しているものであり、7目認知症総合支援事業費は、地域包括支援センターの専門指導嘱託員の人件費が主なものであり、認知症カフェの開催や認知症に関する相談・支援業務を行ったものであります。なお、認知症予防及び支援に係る施策として、認知症予防講演会や認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい理解、知識の普及啓発に取り組んできたところです。

説明書は29ページ、事項別明細書は39ページに入り、第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金の支出済額3,732万6,901円は、基金利子分と繰越金の残額分を積み立てたものであり、平成30年度末の基金残高は、前年度末より約2,132万円増の1億2,506万7,542円であります。第8款諸支出金1項2目償還金の支出済額7,510万2,956円は、平成29年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う、国、県への精算返納金であります。3項1目他会計繰出金の支出額1,715万9,982円は、償還金と同様に平成29年度に係る一般会計への精算返納金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

介護保険制度における各種介護サービス費用は、原則としてサービス利用者の1割から3割の利用者負担分を除いた額の50%が公費でまかなわれ、残りの額を保険料として負担することとなっております。公費分の内訳としまして、居宅給付費については国と調整交付金で25%、県と市がそれぞれ12.5%を負担しています。施設等給付費は国と調整交付金で20%、県が17.5%で、市が12.5%でございます。

それでは、決算に関する説明書は19ページ、事項別明細書は25ページになります。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料の収入済額5億421万7,721円は、収入率97.6%で、内訳として特別徴収分が100%、普通徴収分が88.8%、滞納繰越分が7.8%で、全体の収入率は前年度比で0.7ポイントの増となりました。

次に、第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金の収入済額5億1,014万3,767円は、給付費予算総額の居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額です。

事項別明細書は26ページになります。2項国庫補助金1目調整交付金の収入済額2億9,379万8千円は、国の調整交付金割合は保険給付費の原則5%分ですが、阿久根市は後期高齢者の加入割合と低所得者の方が多いこともあり、平成30年度は11.36%の割合で交付されたところです。2目及び3目の地域支援事業交付金の収入済額は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの対象経費の25%分と38.5%分であります。

次に、第4款支払基金交付金の収入済額7億3,773万4,936円は、1目介護給付費交付金は保険給付費の27%分、2目地域支援事業支援交付金は

地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

説明書は20ページ、事項別明細書は27ページになります。第5款県支出金1項1目介護給付費負担金の収入済額4億50万1千円は、給付費予算総額の居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。3項1目及び2目の地域支援事業交付金の収入済額は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業のそれぞれの対象経費12.5%分と19.25%分の県補助金であります。3目高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金は、元気度アップ・ポイント事業の商品券と事務費に係る県の補助金でございます。第6款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護保険基金の基金運用に係る利子でございます。

事項別明細書は28ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は4億3,966万6,078円であり、前年度比2.3%の減となりました。1目介護給付費繰入金は、市が保険給付費の12.5%分、2目地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%分、3目地域支援事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業費の19.25%分をそれぞれ繰り入れたものであり、4目その他一般会計繰入金は、備考欄に記載の職員給与費等繰入金及び事務費繰入金であり、職員及び嘱託職員の人件費や一般管理に係る事務経費、北薩広域行政事務組合負担金等の財源として繰り入れたものであります。5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を、国2分の1と、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したもので、平成27年度からの措置であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は29ページになります。2項1目介護保険基金繰入金の収入済額1,600万円は、保険給付費の不足分として、必要額を繰り入れたものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1と2に介護認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は31ページ、事項別明細書は42ページです。

第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額1,109万6,434円は、地域包括支援センターのケアマネージャー4人分の人件費が主なものであります。第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費の支出済額76万2,796円は、ケアプラン作成業務委託料と地域包括支援センター、電算システムの保守点検料及び改修負担金であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は41ページになります。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入の収入済額654万4,200円は、ケアプラン作成に係る収入であり、新規38件、継続1,453件分になります。

以上で認定第5号についての説明を終わりますが、よろしく御願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第5号について、審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

(介護長寿課退室)

(休憩 14:06～14:18)

(農政課入室)

## ○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

### 仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

課長補佐の説明を求めます。

### 中尾農政課長補佐

それでは、農政課所管分について御説明いたします。

平成30年度については、農政課所管の事業において新規事業はありませんでした。平成30年度実施の事業のうち、主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明します。

まず、主要事業の成果説明書の92ページをお願いします。鳥獣被害対策実践事業ですが、この事業は鳥獣被害防止対策のため、地域ぐるみで実施する被害防止活動や侵入防止柵の整備等に対する取組に対して支援するものであり、農作物への被害防止を目的とする事業になります。この事業実施により鳥獣捕獲や侵入防止の対策を推進し、農作物への被害軽減を図ることができました。今後の課題としましては、箱わな等の活用によるさらなる捕獲推進はもちろん、侵入防止柵設置の普及による事前の被害対策が必要になってくると考えます。

次に、成果説明書93ページの「食のまち阿久根」ブランド力強化事業になりますが、「食のまち阿久根」のブランドイメージを市内外に情報発信するとともに交流人口の増加を図るため、平成30年10月8日、月曜日に華鶴和牛をはじめとする豊富な農林水産物を出店し、「第3回華のBBQ AKUNE」を開催しました。この事業の実施により2,800名を超える市内外からのお客様に御来場いただき、「食のまち阿久根」のブランドイメージの推進と交流人口により市の活性化を図ることができたと考えます。また、第3回目を迎えて数を追うごとに一定の集客が図れてきていることから、このイベントが徐々に定着化してきていることを実感することができました。課題としましては、集客のための周知方法や、お客様にこれまで以上に満足いただくための運営方法などを検討していく必要があると考えます。

次に、105ページの農業・農村活性化推進施設等整備事業（産地づくり対策）になりますが、この事業は3戸以上の農業者で組織する団体等が、より効率的かつ効果的に営農活動を実施するため、農業機械購入や施設整備等に係る費用に対し、県が3分の1、市が6分の1、合計2分の1以内で補助する事業

であり、平成30年度は市内4団体が事業実施しております。この事業の実施により、農業機械の共同購入による個々の農家の過剰投資を抑制できたとともに、効率的で持続可能な地域農業の推進が図られたところです。今後は、ドローンやラジコン操作での無人農業機械、また、情報通信技術（ICT）の活用などによるスマート農業の推進が図られる中で、機械等の整備に係る資金確保、また、整備した機械の操作技術の向上など新たな課題が出てくるのではないかと考えるところです。

次に、116ページをお願いします。この県営農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部につきましては、鶴川内、赤瀬川、西目、山下及び脇本の一部の中山間地域を対象とした区画整理、また、農道、農業用排水路等の営農環境基盤を総合的かつ一体的に整備し、地域農業の生産性の向上と環境改善を図ることを目的とした事業であり、平成28年度から令和5年度までの8年間の事業となっております。この事業は、一部完成した地域もありますが、現在、実施中であることから成果として現れてくるのは今後のこととなると考えます。長いスパンでの事業であるため、地域によっては事業実施までに時間を要するため、県にも早期実施を常々お願いしているところであり、また、大規模災害やオリンピックなどの動向により予算の確保等が厳しい場合もあり、事業計画が予定どおりに進まない場合があることが課題と考えます。

そのほか、各種事業等を実施したところではありますが、資料をお目通しいただければと思います。

それでは次に、決算内容のうち、主なものを説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。事項別明細書の41ページ、決算に関する説明書の43ページをお願いします。

6款農林水産業費1項2目農業総務費2節給料から4節共済費までは、職員14名の人件費であります。8節報償費146万6,280円は、小組合長謝金であります。平成30年度は、95小組合に対し支給したものであります。

次に、3目農業振興費ですが、事項別明細書は42ページになります。1節報酬449万600円は、農業専門指導員2人分の報酬が主なものであります。19節負担金補助及び交付金は、主に阿久根市の農業振興策に係るソフト事業に要する経費で、国や県の補助事業のほか、市の単独事業等の取組に対し補助金等を交付しているものであります。主な事業として、決算に関する説明書44ページの上から11行目の鳥獣被害防止対策協議会926万6,800円、その下の農業・農村活性化推進施設等整備事業480万2千円、その5行下の活動火山周辺地域防災営農対策事業6,741万6千円、その4行下の農地中間管理事業推進に係る機構集積協力金交付金327万4,900円、その6行下の中山間地域等直接支払交付金771万4,059円、その下の壮年世代新規就農者支援事業250万円、その下の農業次世代人材投資事業交付金1,425万円など26事業であります。

次に、4目畜産業費ですが、決算に関する説明書は45ページにかけてになります。19節負担金補助及び交付金のうち「食のまち阿久根」ブランド力強化事業707万5千円につきましては、県の地域振興推進事業を活用し、昨年10月8日に開催された「第3回華のBBQ AKUNE」であり、前年度に引き続き2,800名を超えるお客様に御来場いただき、阿久根の豊富な食材

などが市内外に情報発信され、交流人口の増加、市内産業の活性化が図られたところであります。今年度も10月13日の開催当日まで残りわずかになり、当日の成功に向けて準備を進めて参ります。21節貸付金3千万円につきましては、肥育用の和牛、乳牛及び豚の素畜を導入された畜産農家の経営安定のため、市が資金を融資した金融機関に対し、元金を貸付けたものであります。

次に、5目農地費になります。事項別明細書は43ページにかけてになりますが、13節委託料378万1,756円につきましては、農業基盤の整備を目的とする平成19年度から平成28年度に実施された脇本地区の県営中山間地域総合整備事業において、採択要件に合致せず未整備となった箇所について、将来的な農業農村整備事業の導入を検討する基礎資料とするための地域整備構想策定調査、また、折多排水機場維持管理業務など農業用施設の維持管理業務を実施したものです。

次に、決算に関する説明書は45ページになりますが、15節工事請負費の支出済額95万400円は、平成30年度市単独土地改良事業により農道牛之浜2号線道路排水路改修工事を行ったものです。19節負担金及び交付金のうち、負担金については、阿久根市の農業振興策のためのハード事業に要する経費であります。ほとんどは県に事業実施していただき、市は負担金を支払っているものであります。

支出済額が100万円以上の事業につきまして説明させていただきます。

決算に関する説明書は46ページになりますが、県営ため池等整備事業257万2,500円は、大漣地区の古田ため池で、堤体からの漏水及び用排水路の石積が一部崩壊しているため、水資源確保及び防災・減災を図ることを目的に平成30年度から令和2年度にかけての県営事業であり、それに対する負担金であります。次に、農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区1,787万5千円は、平成28年度事業採択を受け、県営での事業がスタートした平成30年度分の負担金であります。次に、市単独土地改良事業525万3千円は、地元発注の農道、用排水路、生活道路等の改修に対し市が補助するもので、6地区の農道舗装工事に対する補助金であります。次に、多面的機能支払交付金1,673万6,856円は、農地や用排水路・農道などの農村環境資源を将来にわたって地域が適切に守っていくために、地域共同による農地・農業用排水路等の基本的な保全管理活動を実施する地域に対して交付されるもので、第1期目対策の最終年度となる平成30年度は、折多校区の自然を守る会ほか25活動組織が交付金を受けられたところであります。

次に、7目ダム管理費は、高松ダムの洪水対策の調節や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費であります。11節需用費の支出済額159万9,075円につきましては、高松ダム管理事務所のほか、流域の各警報局、水位局、雨量局等の電気料が主なものであります。13節委託料の支出済額142万5,816円につきましては、高松ダムの無線設備保守点検業務委託135万円が主なものであります。

次に、9目農林業振興センター費1,345万9,921円ですが、農業専門指導員報酬と臨時職員の賃金が主なものになります。工事費請負費の支出済額292万6,800円につきましては、農林業振興センター1号ハウスの硬質フィルムが経年劣化により機能が低下していたことから、その張替工事を行っ

たものです。また、3年目を迎えた営農講座につきましては、男性5名、女性8名の合計13名が受講され、農業の基礎、機械の取り扱い、季節野菜の管理など講義研修と実証を交えた指導を行いました。受講生の皆さんは、専門的な技術の習得ができ熱心に受講していただき、講座で習得した技術を生かして自宅の圃場で生産した野菜を物産館等に出荷する方までいらっしゃいました。

次に、事項別明細書は45ページにかけてになりますが、10目農村環境改善センター管理費、11目西目地区集会施設管理費、13目折多地区集会施設管理費、それぞれの支出済額については、清掃作業等施設管理業務に係る委託料が主なものになります。

次に、事項別明細書、決算に関する説明書ともに67ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費15節工事請負費881万9,520円は、施設災害14カ所、農地災害15カ所で計29カ所を実施しております。2目補助農業施設災害復旧費15節工事請負費1,531万4,720円は、平成29年度からの繰越工事である波留地区の臼田頭首工施設災害復旧工事及び施設災害2カ所、農地災害2カ所の計5カ所を実施しました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

事項別明細書は4ページ、決算に関する説明書の9ページになります。11款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額189万7,270円は、県営農地整備阿久根南部地区に係る地元負担金であります。

次に、事項別明細書は5ページ、決算に関する説明書の10ページになります。12款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料1節農業使用料の収入済額143万167円は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の会議室及び冷暖房等の使用料であります。

次に、事項別明細書は11ページ、決算に関する説明書の16ページになります。14款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の収入済額1億3,307万2,922円のうち、農政課所管に係る主なものは、決算に関する説明書にあります中山間地域等直接支払制度事業費の578万5,537円、農業・農村活性化推進施設等整備事業の320万2千円、活動火山周辺地域防災営農対策事業の6,741万6千円、鳥獣被害対策実践事業費の921万6,800円、多面的機能支払交付金の1,255万2,642円、機構集積協力金交付事業費の327万4,900円、地域振興推進事業費の343万7千円、農業次世代人材投資事業の1,425万円などで、合計18件の事業費補助であります。

次に、決算に関する説明書の17ページになります。10目災害復旧費県補助金ですが、平成29年度から繰越事業である波留地区の臼田頭首工施設災害復旧工事及び施設災害2カ所、農地災害2カ所の計5カ所に対する補助金1,439万2,619円であります。

次に、事項別明細書は12ページ、決算に関する説明書の18ページになりますが、3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の収入済額50万2千円のうち農政課所管に係るものは、海岸保全区域に指定された折口海岸及び飛松海岸の管理に対する県からの委託金18万2千円と、県市町村権限移譲交付



金6万7千円を県から受けたものであります。

次に、事項別明細書は14ページ、決算に関する説明書は19ページになります。15款財産収入2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち、農政課所管に係るものは、農林業振興センターの224万6,056円で、農林業振興センターの花き類の苗、切り花及び園芸作物等の生産販売収入であります。

次に、事項別明細書は16ページ、決算に関する説明書は20ページになります。19款諸収入3項2目農林水産業費貸付金元利収入1節農業費貸付金元利収入の収入済額3千万6千円は、素畜導入資金として、JA鹿児島いずみへ貸し付けた元金の受入額3千万円と元金に対する0.02%の貸付金利子6千円の受入額であります。4項4目1節農業費受託事業収入の収入済額のうち290万4千円は、農地中間管理事業事務委託費になります。

次に、決算に関する説明書は21ページになります。5項4目20節雑入のうち農政課所管分の主なものは、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る返戻金25万4,588円、決算に関する説明書の23ページ、上から5行目にあります売電収入13万2,299円などが主なものであります。

次に、事項別明細書は17ページになります。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の収入済額1,330万円は、県営農地整備事業債の1,100万円、農村地域防災減災事業債230万円のそれぞれ財源充当分となります。

次に、事項別明細書は18ページ、決算に関する説明書は24ページになります。10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の収入済額500万円は、災害復旧に係る単独農業施設災害復旧債の450万円、補助農業施設災害復旧債50万円の財源充当分となります。

以上で、農政課所管についての説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長補佐の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

#### **濱門明典委員**

主要事業の成果説明書の中で、92ページですね、鳥獣被害対策実践事業ということであるんですが、これは30年度のものと思うんですが、まとめてこう書いてあるんですけども、緊急捕獲活動支援金としていろいろ書いてあるんですが、1頭につき、これは国の補助金だと思うんですが、1頭につき7千円と。ジビエ用に9千円、幼獣は1千円ということ、総合したときが269頭ということなんでしょうけれども。これは捕獲謝金として1頭につき7千円を、捕獲者に支払ったということによろしいんですか。

#### **中尾農政課長補佐**

はい。こちらの緊急捕獲活動支援事業にかかる費用というのは、捕獲者に対する補助になります。

#### **濱門明典委員**

補助金ですね。

#### **中尾農政課長補佐**

はい。

**濱門明典委員**

ジビエに利用ということで、これも1頭に9千円ということではないでしょうか。

**中尾農政課長補佐**

はい。こちらのジビエ利用につきましては、1頭当たり9千円となっております。

**濱門明典委員**

これは、いかくら阿久根へ持ち込んだ場合ということでしょうか。

**中尾農政課長補佐**

こちらのほうは、いかくら阿久根のほうに持ち込んで活動されている分だけとなります。

**濱門明典委員**

それと、幼獣1頭というのは1千円ということで、これは、ここの振り分けがですね、まとめて書いてあるんでしょうけども、269頭ということですよ。あとは小さいタヌキだったりアナグマだったりということであるんですが、この全体的な、これはいかくら阿久根へ持ち込まれた頭数なんですかね、269頭というのは。

**中尾農政課長補佐**

こちら269頭につきましては、全部がいかくらのほうに持って行ったというわけではございません。

**濱門明典委員**

その詳細について、捕獲した人に7千円なんだけど、この頭数をどういう形で分けているのか、ちょっと知りたいんですね。振り分けがですね。総頭数でこうして書いてあるものですから、30年度に269頭が捕獲されたということなんですか。

**中尾農政課長補佐**

こちらにつきましては、平成30年度、捕獲の期間というのが2月末までということで、捕獲されたものに対してを補助の対象としております。こちらのほうにはまとめて書いてあるということですので、あえて御説明させていただきますが、イノシシの成獣につきましては54頭ですね。ジビエ活用に使われている分というのが192頭、幼獣が23頭となっております。また、シカにつきましては、合計が519頭なんですが、成獣のほうが112頭、ジビエ活用になっているものが403頭、幼獣が4頭となっております。

**濱門明典委員**

それが詳細ということによろしいんですか。

**中尾農政課長補佐**

はい。今、言われたとおりでございます。

**濱門明典委員**

そういうことで、30年度は皆さんに、個人に支払われているということですか。

**中尾農政課長補佐**

こちらのほうの支払いにつきましては、個人のほうに振り込みをしております。

**濱門明典委員**

前はですね、この前は、阿久根鳥獣捕獲協会という一社で支払われていたのが、まあいろいろ問題があって、個人に支払われるようになったということですよ。よろしいのでしょうか。

**中尾農政課長補佐**

こちらにつきましては、委員の言われるとおりになっております。

**山田勝委員**

ちょっと確認で今に関連して言うんですが、成果説明書の92ページですよ。ね、鳥獣被害対策実践事業実施内容の中の、私、よくわからないから聞きますが、イノシシの成獣を1頭捕獲して何らかの形で確認を得ますと、1頭に7千円支給するということですか。

**中尾農政課長補佐**

こちらのほうにつきましては、捕獲されたイノシシ1頭につき7千円という形になっております。

**山田勝委員**

それで次に、ジビエ利用9千円となっておりますが、これも1頭につきジビエに利用しましたという証明書があれば9千円、誰に払うんですか。

**中尾農政課長補佐**

こちらにつきましてはですね、捕獲者に対してお支払いをしております。

**山田勝委員**

それでは、ジビエに利用した人については9千円、捕獲者に支払うということですね。それであればそれでいいですよ。

〔「はい」と挙手する者あり〕

私がまだ言っています。

幼獣については1千円ということですが、次に、ニホンシカ7千円、これも全く同じですね。それでジビエ利用についても全く同じ。それから、これには頭数は書いていないんですが、すみませんが、先ほど言われたんでもういっぺん、ニホンシカは何頭だったんですかね。

**中尾農政課長補佐**

すみません、シカの総数が明記してございませんでした。すみません。こちらのほう、519頭です。

〔山田勝委員「519頭ですね」と呼ぶ〕

はい。詳細につきましては、また改めて説明します。成獣のほうがですね、112頭、ジビエ活用になった頭数が403頭です。

**山田勝委員**

成獣が112頭ということですがけれど、例えば、今、あなたが言われたジビエ活用については403頭と言われましたよね。これは成獣じゃない、なんですか。

**中尾農政課長補佐**

こちらのジビエ活用になっているのは成獣です。幼獣ではございません。

**山田勝委員**

成獣、519頭のうちの403頭ね。それでジビエ利用にやりましたという証明書があれば9千円をお支払いすると、そういうことでやってきたということですね。

〔中尾農政課長補佐「はい」と呼ぶ〕

了解です。

**竹之内和満委員**

同じく成果説明書ですね、95ページと96ページなんですけれども、農業次世代人材投資事業と壮年世代新規就農者支援事業ということで、新たに農業を始める方への補助金だと思えるんですけれども。最初のほうの農業次世代人材投資事業が国の補助で、壮年世代新規就農者支援事業が市独自のやつというふうに書いてありますが、この方々は市内に住んでいる人がしているのか、それともよそから来た人がしているのか、おわかりでしょうか。

**中尾農政課長補佐**

こちらですね、農業次世代人材投資事業につきましては、今現在、阿久根のほうに住んでいらっしゃる方、壮年世代も一緒です。阿久根に在住の方になっております。年齢のほうは、農業次世代人材投資事業につきましては45歳までの青年の方が受けられると。45歳から55歳までの方に関しては壮年世代ということで取り扱いをしております。

**竹之内和満委員**

今現在、この補助金を受け取っている方が、よその方なのか、市内にもともと住んでいる方なのか、そこはわかりますか。よそから来て阿久根に住んでいる方なのか。

**中尾農政課長補佐**

この方々はですね、全員もともと阿久根の出身の方です。

**竹之内和満委員**

できればですね、都会の方がアイターンで阿久根に来て、そういう方たちにもこういう補助事業がありますということで、ぜひピーアールしてもらいたいと思います。そしてもう一つなんです、この方々はどういう作物をつくってらっしゃいますか。

**中尾農政課長補佐**

今、言われる対象となる方につきましては、施設園芸であったり、果樹ですね、紅甘夏農家などをされております。あと、すみません、私、全員が阿久根市内と言いましたけど、すみません、1名だけは県外から入っていらっしゃる方もおります。そこにつきましては、壮年世代の対象になる方が、市外からの就農者となっております。申しわけございませんでした。

**竹之内和満委員**

大体、果樹とかそういうのをつくってる方が多いということで。あと、米をつくっている方とか、そういう方はいらっしゃらないんですか。

**中尾農政課長補佐**

園芸でもですね、ブロッコリーや豆等ですね、つくっていらっしゃる方もおります。また、大体半々くらい、ちょっと人数というのがはっきりとは今現在わかりませんが、私の覚えているところでは、半分半分。脇本のほうでは果樹農家をされている方もいらっしゃるれば、こちらのほうの南部のほうになれば施設野菜で、米も水稲であったり、あわせてトマト、ブロッコリー、豆等つくっていらっしゃる方がいらっしゃるということにはなっております。

#### 竹之内和満委員

わかりました。先ほども言いましたとおり、阿久根にもともと住んでいる方に対しての補助も大切なのですが、都会から帰ってきた人を呼び込むような形でしていただけたらというふうに思います。

#### 山田勝委員

成果説明書の99ページですね、活動火山周辺地域防災営農対策事業の中の実施状況なんですけどね、28年度から30年度までこう書いてあるんですが、私は市内にですね、こういう形で施設園芸、農場をもらってですね、ちゃんと大型な施設園芸をしていらっしゃる方がいらっしゃるというのはなかなか認識不足だったんですが、参考までに、平成30年度については4戸の方が取り組んでいらっしゃいます。その3戸と1戸なんですけど、この1戸の方はですね、約2反5畝のところに用水施設一式ハウスをやっていらっしゃるんですが、総事業費6,700万という、すごいあれなんですけど、どのような仕事をされていらっしゃるんですか。

#### 中尾農政課長補佐

こちらですね、活動火山周辺地域でつくってるハウスの1戸というのが、法人で農業をされていらっしゃる方がハウスをつくっております。

#### 山田勝委員

だから、どのような作物をつくっていらっしゃるんですか。阿久根のやっばい名物やっでね。

#### 中尾農政課長補佐

すみませんでした。今、言われました質問に対しまして、こちらのほうは大葉のほうをつくっております。

#### 山田勝委員

参考までに、上に29年度の3戸、3戸あるでしょう。これはどういうような作物なんですか。

#### 中尾農政課長補佐

すみません、29年度の分については手持ちに資料がありませんので、30年度について御説明させていただきたいと思っております。30年度の3戸の農家につきましては園芸農家になっております。豆農家が2つと、果樹のほうの紅甘夏と大将季のハウスになっております。

#### 山田勝委員

大変いいことなんですよね。若い人が、私が近ごろちょっと耳にしたのが、例えば、うちの親類の中にもですね、若い人が帰ってきて農業やろうと言って

今やっているのもいるし、例えば、イチゴをつくりたいと若い人がやろう言っているし、そういう若い人が一生懸命やろうということについて、やっぱり積極的な協力をして、こういう補助を見つけてですね、してあげるようにしないと、隣の出水市と比較したり、長島町と比較したりすると、余りにもね、差がありすぎる。その、まちの農業にしても、その他についてもですね。だから、やっぱりやりたいと思うという人にはね、積極的な協力をして、そして例えば、この6,700万のうちの4,300万も補助があるなんていうのはすごいことなんですよね。だから、例えば、牛舎をつくる人、豚舎をつくる人、野田とか出水市に行ったらですね、もう比較にならないような事業をやっているわけですからね。やっぱりあなた方もそういう形で一緒に取り組んでやろうと、やろうと思っている人にね、一生懸命支援をしてやらないと。やろうと思っている人にね、非協力でおったらやりたくなる、と思うのですが、これからの農政を背負うあなた方に聞いてみたいんです。どう思いますか。

#### **中尾農政課長補佐**

委員から今、言われておりますけれども、我々もですね、意欲ある農家さんに対しましては、こういう事業があるよということで御紹介させていただきまして、今後もですね、やはり高齢化が進む阿久根市の農業というのはですね、なるべく歯どめでもかかるようにですね、農政課としてはなるべく協力体制を図っていきたいと考えております。

#### **山田勝委員**

もうね、ぜひやってくださいよ。もう今ね、農家の子供たちがまず何に一番なりたいたいかというと、公務員になりたいって言うのが多いですよ。それから、みんなサラリーマンになりたい。そういう中で農業をしてくれるという人がいなければね、もうどげんなつとよという心配があります。そういうことですのでね、やっぱり受けとめて積極的な協力をしてほしいと思うんですが、よろしくをお願いします。

#### **仮屋園一徳委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課退室、農業委員会入室)

#### **仮屋園一徳委員長**

次に、認定第1号中、農業委員会所管の事項について審査に入ります。  
管理係長の説明を求めます。

#### **早水管理係長**

それでは、農業委員会所管分について御説明いたします。

平成30年度におきましては、農業委員会所管の事業において新規事業はご

ございませんでしたが、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の124ページをお願いします。この農業委員会一般事務において、農業生産力の増進及び農業経営の合理化に資することを目的に、農業委員12名及び農地利用最適化推進委員7名による農地利用の最適化活動とその成果の実績に対し、交付金を交付する活動がございますが、この活動の実施により44.4ヘクタールの農地集積と17.5ヘクタールの遊休農地の解消を図ることができました。今後の課題としましては高齢化等による農家人口の減少や大型の農業機械が普及する中で、立地条件や使い勝手等が悪い農地につきまして、現状や将来の活用見込み状況等を視野に入れ、非農地化を進める必要があると考えるところでございます。

それでは、次に決算内容のうち、主なものを御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。事項別明細書の41ページ、決算に関する説明書の43ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬1,469万1,866円は、農業委員12名分と農地利用最適化推進委員7名分の報酬になります。2節給料から4節共済費までは、事務局職員4名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金の18万1,700円は、県農業会議拠出金の15万3千円が主なものであります。

次に、事項別明細書は43ページから44ページ、決算に関する説明書は46ページをお願いします。8目農業者年金事務費の37万6,731円は、農業者の老後の安定を図るため、加入促進活動や農業者年金裁定請求事務等の執行に関するものであります。そのうち、8節報償費の6万2,782円は、農業者年金加入促進のため、加入推進委員が個別訪問等を実施した際の活動謝金であります。

次に、事項別明細書は45ページ、決算に関する説明書は47ページになります。12目農地利用対策事業費の247万3,315円は、機構集積支援事業に係る経費であり、1節報酬175万800円は、農地利用最適化事務嘱託員の1人分の報酬であります。

次に、歳入について御説明いたします。

事項別明細書は6ページ、決算に関する説明書は12ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料の収入済額15万2,100円は、各種証明手数料や嘱託登記手数料であります。

次に、事項別明細書は11ページ、決算に関する説明書は16ページをお開きください。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございますが、農業委員会所管分は、決算に関する説明書16ページの摘要欄、一行目の農業委員会費199万6千円、その12行下の機構集積支援事業費247万1千円、その下の国有農地等管理処分事業交付金3万円、その6行下の農地利用最適化交付金554万666円であります。この農業委員会費の199万6千円と国有農地等管理処分事業交付金3万円、農地利用最適化交付金554万666円を歳出の6款1項1目の農業委員会費に、同じく機構集積

支援事業費 247万1千円を歳出の6款1項12目の農地利用対策事業費に、それぞれ財源充当しているものであります。

次に、事項別明細書は12ページ、決算に関する説明書は18ページになります。14款県支出金3項5目農林水産業費県委託金1節農業費委託金のうち、農業委員会所管分の収入済額は25万1千円ですが、平成29年度からの農地転用許可事務等に係る県からの権限移譲交付金であります。

次に、事項別明細書は16ページ、決算に関する説明書は21ページになります。19款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち、農業委員会所管分の収入済額68万4,100円は、農業者年金の年金受給者数、被保険者数、新規加入者数などを基礎として算出しました金額を、独立行政法人農業者年金基金から事務費として交付されております農業者年金業務受託手数料であります。5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の21ページの雇用保険料のうち嘱託職員分5,304円と、22ページ上から14行目、全国農業新聞普及推進助成金の2万1千円であります。

以上で、農業委員会所管についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 仮屋園一徳委員長

係長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農業委員会退室)

#### 仮屋園一徳委員長

ここで、皆さんにお諮りいたします。

きょうの予定としてはここで終わりなのですが。

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

それでは、本日の審査はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。あすは午前10時から再開いたします。

(散 会 15時09分)

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳